

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成24年3月13日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第6号の審査	3
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員、南野直司委員）	
議案第19号の審査	5
補足説明（生活環境部長）	
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員、南野直司委員）	
議案第21号の審査	10
補足説明（生活環境部長）	
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員、南野直司委員）	
議案第3号、議案第11号、議案第35号の審査	18
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員、南野直司委員）	
議案第24号の審査	44
議案第8号の審査	45
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員、南野直司委員）	
議案第7号、議案第13号、議案第36号の審査	50
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員、南野直司委員）	
議案第31号の審査	65
議案第22号所管分の審査	65
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員）	
議案第32号の審査	67
質疑（弘豊委員）	
採決	67
所管事項に関する事務調査について	69
閉会の宣告	70

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年3月13日（火）午前9時59分 開会
午後5時35分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 森内一歳 副委員長 本保加津枝 委員 南野直司
委員 弘 豊 委員 山崎雅数 委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
生活環境部長 杉本正彦 同部次長 井口久和
同部参事兼産業振興課長 鈴木康之 同部参事兼環境政策課長 土井正治
自治振興課長 門川好博 市民活動支援課長兼コミュニティプラザ館長 橋本英樹
市民課長 船寺順治 環境業務課長 早川 茂 環境センター長 上村裕幸
保健福祉部長 福永富美子 同部次長兼国保年金課長 堤 守
同部参事兼高齢介護課長 山田雅也 保健福祉課長 前野さゆみ
生活支援課長 東澗順二 高齢介護課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子
障害福祉課長 吉田量治

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成24年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第 6号 平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第19号 摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件
議案第21号 摂津市規格葬儀条例制定の件
議案第 3号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第11号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第35号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

- 議案第 8号 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 7号 平成24年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第13号 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第31号 摂津市立せつつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第22号 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分
- 議案第32号 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件所管事項に関する事務調査について

(午前9時59分 開会)

○森内一蔵委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、嶋野委員を指名いたします。

それでは、議案第6号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 先日に引き続き、きょうもどうぞよろしく願いいたします。

パートタイマー等退職金共済特別会計にかかわってですけれども、この間も何度か議論をさせてもらっているところですが、市内事業所実態調査等々、以前は取り組まれて、その後、このパートタイマー共済にかかわってのいろいろ啓発やら事業所に対する周知やら、そういうことも取り組まれてきたかなと思っているんですが、今回の予算を見ていましたら、項目、ほぼそれぞれ微減ということで、やや対象になる件数と言いますか、そういうものが減るような感じなのかなと取れるんですが、新年度、このパートタイマー共済にかかわって、取り組まれる何かしら予定と申しますか、こういうことをしようとお考えがありましたらお聞きしたいのと、現在の状況について、少し復して教えていただけたらと思います。

○森内一蔵委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 それでは、弘委員のパートタイマーの共済の件でご答弁申し上げます。

現在、パートタイマーの共済に229名の方がご加入いただいています。事業所数は40でございます。

昨今、非常に中小企業の経営環境が厳しく、以前の事業所調査などで加入啓発に努め、良い制度であるのご理解はいた

だいておりますけれども、なかなかご加入をいただけないという状況が続いておりました。先般、鳥飼西の地域のスーパーが撤退されるということで、これまでもパートの従業員はご加入いただいていたんですけども、退職となり、数名の方が減となりました。

ただ、別の事業所のご加入もあり、人数としましては年度当初に比べまして、若干下がるか同じぐらいの状況になるかと思っております。

平成24年度につきましては、こういう状況を少しでも改善したいと思ひまして、今回平成24年度緊急雇用創出基金を活用し、市内全事業所を回りますので、特にパートタイマーの加入啓発につきましてはパンフレットを作成し、同時に配布かつ説明もお渡しする形で取り組んでまいりたいと思っております。

この特定退職金共済というのが私どもが知っている限りでは、全国で、摂津市を入れまして12団体が活動されています。経済状況が不透明な状況の中で会員の増が厳しく、ところによりましては、一部商工会議所が行っている特定退職金共済に統合するとかいう情報も入ってきております。本市の場合は、昭和60年にパートタイマー等の非常に労働環境の不安定な方を中心に救済的な取り組みとして実施しておりますので、引き続き、加入者啓発に努めてまいりたいと思っております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 以前からこの共済にかかわっては、なかなか多かった時期と比べると減ってきていて、新たな加入を促進していくような、そういった努力もされてきているとは認識しております。

先ほど、ご説明もありました緊急雇用創出基金を活用しての全事業所訪問です

ね、そういったこともやられるということの中で、私もこの制度についての視察なんかもやっぱりやっていったらいいなと思っておりまして、当初の企業立地等促進条例のその啓発ということとは趣旨が違うのかなと思ったんですけども、やっぱり活用できる、そういう動きの中でこのこともあわせてやっていただけたらとも思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、事業所の状況で言いましたら、なくなっていく事業所が多いとも認識しています。その分、新たにできている事業所の数というのはどの程度あるのかなということにつきましても、今後しっかり把握していってもらって、これまで一たんお知らせしているところに再度働きかけるといってもありますし、新しくできたところについては多分知らないとも思いますので、この周知のほうについてまたよろしくお願いしたいと思います。要望で終わっておきたいと思います。

○森内一蔵委員長 ほかに、ございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 1点だけお聞きしたいと思うんですが、先ほど答弁の中にも、退職金に関して、条件の悪いパートの救済というか、こういう制度があると。いろいろな業界、それこそ退職金制度、パートも含めて加入をされているとかいう企業もたくさんいらっしゃると思うんですけども、摂津市内の業者で、パートタイマーで仕事辞められたら退職金を受け取れないとかいう悪い条件というか、労働条件があまり改善されていないとか、そういったことのリサーチとか、状況というのは考えておられたりはしないのかな。だから加入者が、いわば昔たくさんいて今減っているということは、

条件がよくなっているのか、悪くなっているのかと、そういったことなんかを把握するようなことはされないのかということをお聞きしたいと思うんですが。

○森内一蔵委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 パートタイマーの加入にかかります山崎委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、昨今の景気が非常に悪く、中小企業の置かれている状況も厳しい状況で、パートを雇用されるに当たりまして、共済金の掛金を事業主が負担することになりますが、その負担をするよりもパートの賃金を、時間給で例えば5円とか、10円を上げる方法を選択肢される企業もあります。私どもとしましては、退職時に一定のセーフティーネットという考え方で、生活が安定するような制度としてご利用していただきたく、企業経営者側のご理解をいただくために啓発に取り組んでいるところもあります。ですから、そういうところも踏まえて、今回緊急雇用創出基金を活用し、全事業所を回りますので、市としましてはもう一度、摂津市のこのパートタイマー等退職金共済の制度が元本割れもなく、1%の運用益をつけるのは、全国12団体の中でも2番目の給付率を維持しておりますので、引き続き啓発に努めて、何とか加入をしていただいて、パートタイマーの生活が安定するように取り組んでまいりたいと考えております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 実体的な共済とは非常に難しいんですけども、加入者が、この制度せつかくあるんですけども減っているというのが、別にこのパートの退職にかかわるような条件がよくなっているということではないと思いますので、それこそ皆さんに頑張っていただきたいと

思っております。

○森内一歳委員長 ほかにありませんか。

南野委員。

○南野直司委員 このパートタイマー等退職金共済制度につきましては、市内事業所において働いておられる方の支援のかなめとして運営していただいております。先ほど答弁ありましたけれども、特定退職金共済団体には12団体ですか、加入されておまして、その中でも摂津市は積極的に周知もしていただいております。運営していただいていると思うんですけども、先ほど退会される方もありましてという話がありましたけれども、新年度は新たな加入者をどれくらい見込んでおられるか、お聞きしたいと思います。

○森内一歳委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 南野委員のご質問にお答えさせていただきます。

平成23年度におきましては、2月1日現在になりますけれども、229名の方がおられまして、平成24年度に向けましては、240名を目標にしたいと思っています。もちろん、数値的にはそれほど高い数値になっておりませんが、退職者の退会も考慮しつつ市内全事業所を回ることによって、今まで退職金共済制度を知らなかった方にも啓発できることから、240名を上回ることができるのではないかと考え、取り組んでまいります。

○森内一歳委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきまして、わかりました。新年度、240名を見込んでおられるということでございます。

前回もご答弁聞いておりましたら、若干ではありますが新たに加入される方もふえてきているという認識をしておりますので、更に周知の徹底をお願いします。

これは要望という形でしておきたいと思うんですけども、企業立地等促進事業

と、このパートタイマー等退職金共済のメリットなどもあわせて、全企業に訪問されてアピールされるということでもありますけども、摂津市のホームページのトップページですね、摂津市事業所ネットと、それから就労支援ページをクリックしたら出てきますけども、その画面に、もし可能であれば、このパートタイマー等退職金制度やっていますよとか、あるいは、これは追加になりますけど、鳥飼茄子の歴史とか、特徴とか、保存と普及活動とかを、ぜひそういうホームページでも、ずっとクリックしていったら紹介されておりますけども、すぐに出てくるようなことを考えていただいて、結構事業所の方もホームページを見ておられると思いますので、「あ、こんな制度やってんねや」ということでわかっていただけるように、ぜひアピールしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。要望としておきます。

○森内一歳委員長 ほかに質疑ないですか。よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○森内一歳委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案第19号の審査を行います。

補足説明を求めます。

杉本生活環境部長。

○杉本生活環境部長 ただいま議題となりました議案第19号、摂津市墓地等の経営許可等に関する条例制定の件について、補足説明を申し上げます。

なお、議案参考資料として、条例関係その1の1ページから6ページの施行規則もご参照いただきますようお願いいたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。

第2条は、用語の意義を法の定めるところとし、第3条は、墓地等の経営主体を地方公共団体、宗教法人法に規定する法人、墓地等の経営を目的とする公益社団又は公益財団法人等にあつて、市内に事務所を有しているものでなければならないと定めております。

第4条は、墓地等設置の申請予定者に対し、許可申請に先立ち、墓地、火葬場等の計画の周知を図るため、予定地等に標識を設置することを定めております。

第5条は、その許可申請に先立ち、墓地、火葬場等の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者に対し説明会を開催し、その内容を市長へ報告することを定めております。

第6条は、標識を設置しないとき、説明会を開催しないときは、これらを実施するよう勧告することができることと定めております。

第7条は、正当な理由なく勧告に従わないときは、その者の氏名等を公表することができることと定めております。

第8・9・10条は、経営許可、変更許可、廃止許可のそれぞれの申請書の記載事項と提出する際の添付書類を定めております。

第11条は、都市計画法や土地区画整理法など、他の法律により許可があつたとみなされる処分があつたときは、速やかに市長に届けなければならないと定めております。

第12条は、第1項で、墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法に規定する児童養護施設等の敷地から100メートル以上離れていなければならないことを、第2項で、飲料水を汚染する恐れがない場所に設置しなければならないこと

を、第3項で、墓地等の土地については、当該墓地の経営者が当該墓地等の土地を所有し、かつ所有権以外の権利が設定されていないものでなければならないことを、それぞれ定めております。

第13条は、墓地の構造設備の基準を、第14条は、納骨堂の構造設備の基準を、第15条は、火葬場の構造設備の基準を、それぞれ定めております。

第16条は、改装を必要とするときは、改装が完了していることを確認しなければならないと定めております。

第17条は、第8条の経営の許可申請に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならないことを定めております。

第18条は、工事の完了の検査等について、第1項で、墓地等の経営者は、正当な理由がある場合を除き、許可を受けた後3年以内に工事を完了しなければならないことを、第2項で、工事が完了したときは、市長に届けるとともに検査を受けなければならないことを、第3項で、検査を受けた後でなければ、墓地等を使用してはならないことを定めております。

第19条は、墓地等の経営者に対し、構造設備の修復等の措置、清潔に保つための措置を講じるよう定めております。

第20条は、いわゆる土葬の禁止を定めたものであります。

第21条は、無縁の焼骨等を発掘又は収容したときは、一定の場所に保管し、必要な事項を記録しておかなければならないと定めております。

第22条は、規則への委任を定めております。

附則に關しましては、平成24年4月1日からの施行を定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。
○森内一蔵委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 議案第19号にかかわって少しお聞かせいただきたいなと思っております。

一つは、条例制定にかかわって、今回提案理由が墓地埋葬等に関する法律の改正に伴ってということですが、この法改正によって、市でも条例をつくらなければならないと思うんですが、その条例制定に至る経過での議論ですね、どのようにされたのかなということをお聞かせいただけたらと思います。

それから、市営墓地や、また民間の墓地などの状況にかかわってですが、この条例ができたことで市内の墓地にどのような影響と言いますか、変化があるのかということ。あと、職員の仕事の中で、何かしら変化と言いますか、こういうことをしていかなければならなくなったということ等々、この条例をつくる以前とその後とでの違いについて、詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 そもそも、今回の条例制定に至った経過につきましては、国におかれまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年8月30日に公布されました。これにより、墓地埋葬法に関する法律が改正されまして、今まで墓地納骨堂等及び火葬場の経営の許可等の事務は、都道府県知事の事務とされていましたが、今回この改正によりまして、平成24年4月1日から市長の事務になったということで、市におきまして条例を制定して、墓地の経営等の管理をすることになりました。

2点目のどのような影響があるのかと

ということですが、今まで大阪府でやっておられました墓地等の設置でありますとか、増設でありますとか、火葬場の設置でありますとか、納骨堂の設置であります、それらの許可事務等につきまして、大阪府から摂津市に移行するという内容で、中身そのものにつきましては、大阪府の条例をそのまま摂津市のほうに引き継いでおります。変わっております点につきましては、墓地の経営をするときの範囲ですね、府下に事務所を持つ公益法人又は宗教法人という定めのところ、市内に事務所を持つ公益法人、若しくはその宗教法人という文言に多少変わっている部分ありますけども、内容についてはほとんど変わっておりません。

職員の仕事の中での位置づけはどうなるのかということですが、今後こういう新設でありますとか、増設でありますとかという内容が出てきたときには、市の職員の事務というのは当然発生してきます。その事務手続は出てきますけども、それプラス、今まで位置づけがはっきりしていなかったんですけども、墓地の中で、例えばいろいろそういう管理上の問題、汚れているとか、排水に問題があるとかいうところに対して、市の職員のほうで指導なり勧告なりをするような事務が発生することがあると思います。今のところ、そういう事例が出てくるかどうか、我々としては予測できない部分があります。その辺が変わる部分であります。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 これまで、府の行っていた仕事を市のほうに事務事業の移管ということでお話いただきましたけれども、これまでは大阪府がやっていた仕事ですよ。そういったものが、私たちの目に見えるところではなかなかわからない部分多

いですが、そうしたのが実際の程度あったのかなということですね、これ1点聞かせていただきたいのと、それから許可の手續、もしあったとき、市役所の市民課の窓口が対応するということになるかと思うんですけれども、そうしたあたりは、なかなか一般の市民の方が来られるということはないかと思うんですけれども、そういうことの周知というか、お知らせというか、そういうのがあるのかどうか、1点確認のため、お聞かせください。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 どれぐらいの事務量が出てくるか、どれぐらいの申請があるのかというのは、予測はできませんけども、条例上で言いますと、公共施設の近辺100メートル以内には建ててはいけないとか、つくってはいけないという条例上の決まりがありますので、ほとんど新規のお墓をつくれるところはないのかと思っております。

それで、府下の状況で、摂津市に関して言わせていただければ、ここ15年ぐらいの範囲で設置されたところは、鳥飼八町の北大阪霊園しかありません。それ以前のお墓というのは、ほとんど村で管理されているお墓が多くございます。それとお寺のお墓多いので、今後それほど出てくるものではないと我々は考えております。

それと、市民課の窓口でどういう対応をするのかということですが、もともと市民課では市営墓地の管理という業務をやっておりますので、市民からのお墓の問い合わせ等は、もういや応なく市民課のほうに電話がかかってくるケースが多いですし、過去からそういう市営墓地にかかわっております、村の墓地等の関係等も管理組合と関係を持っている部分

もありますので、今後そういうところと、いろいろな形で業務は出てくるのかなと思っております。仮に新規の墓地等が出てきましたら、当然市民への説明会等がありますので、新たに設置される墓地の経営者に対して、いろいろと指導等をしていくことになっていくかと思っております。

○森内一蔵委員長 質疑をもう一回してください。少し答弁と違うので。

弘委員。

○弘豊委員 わかりました。

これまで、大阪府が事務的な許可の受付等とかをやられたということから、市へその分が移ってくるわけですが、なかなかそういう件数もほとんどないのかなという、ある意味、見通せる中で、それぞれの市町村によって違いがあるのかなというのはありますけれども、地域の自主性や自立性ということを言われたその法の改正ですね、そのあたりが、どうも当事者と言いますか、市のほうにはあまり合っていないのかなと思いますし、そういう本当にその件数も少ないそういう事務事業であるならば、府がやるほうが好ましいんじゃないかなと率直に思うわけです。法の改正でありますから、やむなしということでもあるのかなと思うんですけれども、そういったあたりは、大阪府や国にその見解を聞いたりとかするようなことがあったのかどうか。他市なんかも含めて特に影響がないということで、条例だけつくってそうしているのかどうか、そういった状況だけ最後にお聞かせいただけたらと思います。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 答弁になるかどうかわからないですけども、2年ほど前に大阪府のほうからこの権限、この事務については市町村に移管したいということで、

本市の条例では平成24年4月1日になっていきますけど、平成23年の時点で、茨木市でありますとか泉大津市は、事務の権限移譲を受けておられました。

去年の8月30日にこの国の法律が通った関係で、そういう大阪府の権限移譲じゃなくて、国がこういう形でおろしてこられましたので、急に大阪府のほうから、まだ権限移譲を受けていない市町村に対して、説明会を設けるということで、我々、そちらのほうへ行きまして、国の法律の改正ですので、もうこういう形でおろしていきますということでは言われました。市町村の条例の定め方についても、こういう模範的な条例の定め方をしていると。

大阪府のほうとしても、やはりお墓ですんで、市民の生活環境にも影響ありますし、また一方では、やっぱりお墓を必要とされている市民、府民の方もおられるということで、何年もかけてこういう形で積み上げてこられたものを、そのまま市町村に移行しますよということでしたので、我々としては、特にそう受けざるを得ないということで受けました。

それと、摂津市に関して言えば、もう新たにできることもないだろうということで、それほど事務の負担がふえるものでもないと考えておりましたので、受けてきたというのが実態であります。

○森内一歳委員長 よろしいですか。

○弘豊委員 わかりました。

○森内一歳委員長 ほかに。

山崎委員。

○山崎雅数委員 一つだけ確認したいと思いますが、府から市へということで、さっき事務所の場所が市内という話でしたんで、今現在、それこそ法人管理の墓所で、事務所とか連絡先を市内においておられないというところはないんですね。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 1か所だけ、北大阪霊園しかございませんので、それ以外のところでは、まだ正式に事務文書を引き継いでいるわけじゃないので、大阪府で把握されている分のお墓が、どこに何基あってとかというのはわからないんですけども、今我々が把握している範囲では、そこしかないと考えております。市外に事務所を置いて摂津市で墓地を運営されているところはないと考えております。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 全部文書が府からおりてきたら、もしそういう事務所があれば、連絡先なりを市内へ移してくれという指導は入るんですか。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 それは、今引き継いでいないので何とも申し上げられないんですけども、今答弁申し上げたように、北大阪霊園以外のお墓については、ほとんど村で管理されている、お寺で管理されている、お寺で管理されていると言ってもそんな大規模なものではなくて、お寺の敷地の隅にお墓をつくられているというお墓しかないと考えております。それ以外のお墓というのは想像できませんので、多分ないとはしか言えないと思います。北大阪霊園につきましては、敷地の中に事務所を持っておられます。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 全部まだおりてきていないということですよ。もし事務所が市内にないとこれに反するという話になるのかなと思って。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 既に大阪府のほうで許可を出されている部分については、もうそのまま引き継いでいくしかないということなので、ないとは思いますが、条例上はそうなります。

○森内一歳委員長 山崎委員。
○山崎雅数委員 もしあったとしても、指導はする必要がないということですかね。事務所を移してもらうとかいうことは。
○森内一歳委員長 船寺課長。
○船寺市民課長 遡及はすることはありませんので、それをこちらへ持ってきてくださいという指導を、我々がする権限はないと思います。
○森内一歳委員長 よろしいですか。
○山崎雅数委員 はい。
○森内一歳委員長 ほかにないですか。南野委員。
○南野直司委員 この墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件につきましては、法律の改正に伴って、大阪府から事務の権限移譲を受けられたということでもありますけども、第5条に、「墓地又は火葬場の設置予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対して墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかにその説明会の内容等を市長に報告しなければならない」とありまして、条例上100メートルとなってくるのかなと思うんですけども、文言で言いましたら。こういった場合に、地域というのはもう切っても切り離せないと認識しておるんですけども、条例上は100メートルと書いていますけども、本来であれば地元地域の自治会等々にやっぱり説明会をとってくるのかなと思うんですけども、その点だけ、考えをお聞かせいただきたいなと思います。
○森内一歳委員長 船寺課長。
○船寺市民課長 条例上は100メートル以内としておりますけども、100メートルにかかる自治会等があれば、そちらも含めて周知するような形での指導はし

てきたいなと考えております。
○森内一歳委員長 南野委員。
○南野直司委員 わかりました。
○森内一歳委員長 ほかにないですか。よろしいですか。
以上で、質疑を終わります。
暫時休憩します。
(午前10時36分 休憩)
(午前10時37分 再開)
○森内一歳委員長 再開します。
議案第21号の審査を行います。
補足説明を求めます。
杉本生活環境部長。
○杉本生活環境部長 ただいま議題となりました議案第21号、摂津市規格葬儀条例制定の件について、補足説明を申し上げます。
議案参考資料として、条例関係その1の7ページから9ページもごらんください。
第1条は、本条例制定の目的を定めております。
第2条は、定義として用語の意義を定めております。
第3条は、第1項で、規格葬儀の種類を標準型と略式型の2種類とし、その内容を定め、第2項で、料金やその他の規格を規則で定めることとしております。
第4条は、規格葬儀の対象者を、第5条は、利用の方法を定めております。
第6条から第10条までは、市規格葬儀を執行する葬儀業者について定めたもので、第6条は、指定葬儀業者の基準を、第7条は、指定葬儀業者の指定を、第8条は、協定締結の義務を、第9条は、指定の取り消し基準を、第10条は、執行状況等の報告をそれぞれ定めております。
第11条は、規則への委任を定めております。
附則につきましては、第1項、本条例

の施行期日を平成24年7月1日と定め、第2項は、条例の施行に関する準備期間の規定を、第3項は、施行日前後の従来の市営葬儀の適用期間をそれぞれ定めております。第4項は、摂津市斎場条例の一部を改正し、従来の市営葬儀の区分を廃止するとともに、死亡者が市民でなくても、使用者が市民であれば市内料金を適用すること、第5項は、摂津市斎場条例の一部改正の経過措置を定めております。第6項は、摂津市立葬儀会館条例の一部を改正し、法要室の使用料を廃止するとともに、規格葬儀を利用する場合と利用しない場合の使用料と、安置室の使用料を定めております。第7項は、摂津市立葬儀会館条例の一部改正の経過措置を定めております。

以上、本件の補足説明とさせていただきます。

○森内一蔵委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 市営葬儀を廃止して規格葬儀にすると。この中身について、一般質問でも、それから一般会計でもいろいろ説明していただきましたけれども、私はどうしても市営葬儀をやめてしまうというのがどうしても理解できない。今、市営葬儀の中でも、規則の中にそれこそメニューがたくさん入って、規則を見れば、花一式何とかとダーっと並んでますわ。それに料金をつけるとか、はっきりさせていくということで、規格葬儀同様に華美にならない、要するに規格というのは可能なんではないですかね。市営葬儀を行うことに対して何らかの支障が出ているのか。それを解決するには規格葬儀に変えていかんといかんのかと。需要によって料金の改定なんかもあるでしょうけど、それは別に対応できるんで

はないでしょうかね。

更に言えば、市営葬儀やめてしまえば葬儀屋にお任せをするという形になるわけですから、市営葬儀ではなくなりましたという言いわけとかに使われへんかと。一般会計でもペナルティー、規格取扱業者とか、業者への徹底なんかも出ましたけれども、既に葬祭をされる業者を、なかなかコントロールできないというのを追認していくようなものではないかと思うんですけども、それをご説明いただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 一般会計の答弁と繰り返しになるかもしれませんが、ご答弁します。

市営葬儀から市規格葬儀に移行していく一つの理由としましては、行革のメニューもあると思うんですけども、市のお金の流れの中で、実態に即したという形で、今まで料金を支払って、受け取りも全部、業者の方がされているわけで、業者が中間に入られて市営葬儀なり、一般葬儀もそうなんだろうけども、葬儀をやっております。その中で、お金の流れといたしましては、一度業者を通して市に入って、そのまま丸々そのお金を委託先の業者にお渡しするという形です。

もともと市営葬儀と言いながら、市営葬儀ではないです。本来の市営葬儀というのは、市の職員が自らやっている。近隣でしたら茨木市がやっているような形で、すべてを市がやっている。

でも、摂津市は過去からずっとそういう形で、市営葬儀という名前をつけてやってきたという経過があったと思います。その中で、本市と同じようなやり方をされている市町村が何市かあります。その中で、こういう形で市の規格葬儀という形にどんどん変えていっておられるとい

う実態もありましたので、それで市の規格葬儀という形で進めて、今回こういう改革になったとご理解いただきたいと思います。

そもそも、市営葬儀が出てきた経過というのは、大阪とかこの近辺が多ございまして、東京のほうでは市営葬儀というのはほとんど見当たりません。その中で、やっぱり大きかったんは生活改善運動とかいう中で、市としても葬儀に積極的にかかわって、華美になっている葬儀、そういうものについては、市としてもそういう冗費を省けるなら市民のためになるだろうと進めてこられました。そういう時代から、もう40年、50年たっておりますので、葬儀のありようもどんどん変わってきて、市民意識も変わってきている中で、市として市営葬儀という形でやるよりも、市規格葬儀という形で一つの模範的な、模範と言ったら変な言い方ですけども、こういう形でお葬儀をしていただいたら市民にとっては損はないし、厳粛でいいお葬儀ができますよという規格という形を示させていただいたものと、担当としては考えております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 行革のメニューとしてというのは、別にお金ももうそれこそ行って来いで変わらへんわけですから、どうってことないと思うんですけども。そういう意味で、これまでの、ここへ至ったことよりもその前に、要するに、これまで市営葬儀そのものが、市営葬儀、出てしまいましたけど、名ばかりやったということですよ。だから、これまでに本当は業者をしっかりと指導ができるような市営葬儀を構築していくべきやったんだと思うんですけども、それができていなくて、名ばかりやったということを追認して規格葬儀になっていくという流

れだと私は思うんです。だから、この規格葬儀で、更に、市が責任を持って葬儀をつくっていけるような仕組みを、本来ならもっと追及すべきだったというところがあるかと思うんですが、そういう意味でも、この時点で規格葬儀に変えていくのではなくて、もっと市営葬儀の改善の中で、市営葬儀のコントロールをしっかりとやっていけるような仕組みを、これから追及していくべきではないかと私は思うんですけれども。

○森内一蔵委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 議論のいろいろあるところがございますけども、まとめて答弁させていただきます。そもそも、このあたりは旧村だけの時代がありまして、その時代は旧村で地元の方が自分たちでやられる葬儀というのが、これが始まりであったかと思えます。その中で、だんだん生活も豊かになってきた中で華美になってきたと。この流れがあり、その中で新生活運動、昭和30年代かと思えますが農村生活改善運動などがあったかと。そんな中で、香典であるとか、襷であるとか、そういったものをどんどん自粛しましょうとか、村で決めましょうとかというのがあった中で、やっていたんですけども、今度は新住民が流入してきた中で、今度は葬儀を担う方がおられない、業者が入ってくる。こういう流れだと思うんです。その中で、それこそ業者の言いなりの流れがあって、それに対して市営葬儀というものを発案されて、各市で今やられている。これを隣の茨木市の場合は、本当に職員が司会をし、霊柩車を運転されていかれるみたいな、そこまで徹底した市営葬儀もあったんですけども、本市の場合はそこまでの、当時の事情をよく存じませんけども、できなかったということで、業者にお任せで、形は

市営葬儀という名をつけて、標準的なものということだと思います。実質的には市がある程度のものを決めて、規格的なものを決めて市営葬儀という形をつくってきたということです。

お問いのように、それであれば市営葬儀で変えていけばいいということだったのかもしれませんが。ただ、この時代、いろんな内容、まだ後に出るかもしれませんが、いわゆる葬儀自体をされない直葬があったり、家族葬があったり、旧来の華美な形式のものなど、さまざまなものが出てきたときに、個人の価値観に対応できるような葬儀の形というのは何かというのを考え、今までの市なり公の部分が押しつける形ではなく、また業者のいろんなオプションがある中で、華美にならないけども自由な葬儀ができるということを、我々としては考えたところで、これの答えが規格葬儀であったのではないかなと思います。市営葬儀が云々という言葉がありましたが、市営葬儀自体が悪いということではなくて、これは新しく対応させていただくということでの、住民のニーズに対する行政の新しい対応の仕方であると、ご理解をいただければいいのかなと思っております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 もう要望にしたいと思うんですけどね、市営葬儀をつくって、こういうふうにしていこうというときの理念が、結局、目的は果たされずに名ばかりになってしまったということの、結局追認というか、じゃあしょうがないから規格葬儀にしましょうというところが、どうしてもそこにあるような気がして、私はすっかりはしないんですけども、先ほど報告も受けて、業者の指導も行っていくと、規格葬儀の指定という名前もつけていくと、メモリアルホールの使用

料なんかも変えていくということですから、よりよい方向を、やはりこれからも目指していただきたいと思います。

まだ、すっきりしたわけではないですけども、その辺をぜひ、よろしく願いたいと思います。

○森内一蔵委員長 ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 私のほうからも数点お伺いしたいんですけども。

一つは、これまでの市営葬儀条例と今回の規格葬儀条例とを比べた際に、最初に書かれている目的、第1条で、市営葬儀条例のほうでは、市民生活の改善に資するためということで、一番最初に書かれています。それから因習と虚礼を打破して、市営葬儀に関する業務を行うことということで、古くからの風習や上辺だけの礼儀、こういうものを打破してということで、これは先ほど船寺課長のほうからもご説明ありました新生活改善運動の中で、昭和37年につくられて、大方もう47年以上たっているんですけども、もともとのその目的については、もう今は時代が違うとお考えなのかどうか、その辺の認識をお伺いしたいという名の1点。

それから、この市営葬儀条例の中には、条例施行規則で使用料の徴収猶予でありますとか、使用料の還付、使用料の減免という項目が設けられておまして、市営葬儀施設の使用料、これも減免制度があるわけですが、今回出されているこの条例の中にはそういったことが触れられておりませんが、こうした規則、また減免制度等々がどのようになっていくのか。

もう1点は、この規格葬儀、今回の提案でありますけれども、規格葬儀に移ったときに、これまで市営葬儀で、いろいろ

ろ議会の中でも指摘されていた問題点があったと思うんですが、山崎委員も触れられました業者主導になっていく、そういう中で市葬儀をなかなか使用しない、一般葬に誘導されるみたいな、そういうことがあるんじゃないのという、そういうことについてが改善されるのかどうかですね、そうした点について、3点お伺いしたいと思います。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 第1条の部分で、市営葬儀条例でうたわれていたことが消えている部分にていてご答弁申し上げます。

今回、条例制定をする中で、文言を見ていく中で、今言われました部分については、第1条の市民の簡素、低廉にして厳粛を旨としたという部分に、すべて含まれていると考えましたので、この文章で目的を定めております。

2点目の、今まで規則で定めていた減免等の部分についてはどうなるのかということですが、基本的には市営条例の部分の規則を引き継ぎます。そのまま減免でありますとか徴収猶予についても。今回、規則については参考資料につけておりませんが、その分については規則に必ずうたっていく考え方です。

業者指導についてどうなのかという部分ですね。一般葬に流れていたという部分ですが、一つはオプションの中で、どうしてもお花で送ってあげたいとか、もう少しお花を置いたりとか、派手という言い方はおかしいですけども、もう少し立派なお葬儀をしたいというご要望があって、その部分が一般葬へ流れていたんですけども、今回オプションの中で、花を5万円、10万円、15万円、20万円とつくってきましたし、その意味では、今まで一般葬へ流れた部分が規格葬に戻ってくると我々は考えております。

なおかつ、メモリアルホールでの使用料の料金に差を設けさせていただきました。その部分で、やはり規格葬儀のほうが半分ぐらいの使用料で済むわけですから、そちらのほうを利用されるものと考えております。その中で、業者指導につきましても、できるだけ規格葬のほうに誘導してほしいということで、業者にもお願いもしていきますし、我々としては規格葬を利用される方向で進めていきたいと考えております。

○森内一歳委員長 それから、減免のところと、それから従来より改善されたところ、二つ聞かれています。

船寺課長。

○船寺市民課長 改善された部分は、先ほど説明させてもらったような、オプションを定めて花の利用ができるようになった部分でありますとか、そういう部分は改善されたと思っております。

減免等につきましては、今までどおりの形で、減免なり徴収猶予なりの制度を規則で定めていきますので、その分については利用者の方に、ご不便をかけることはないと考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘委員 最初の目的の部分で、市民生活の改善等々の部分は、簡素、低廉にして厳粛というところに集約されるのかなということでしたけれども、今の市民生活自体等々を見たときに、先ほど船寺課長も言われたように、なかなか葬式自体あげない直葬でありますとか、そういう形を選ばれる方もふえてきているというご説明がありましたけれども、やっぱりなかなかお葬式あをげられない方もふえてきているということで言いましたら、裏を返せばあげるだけの蓄えがなくて、もうお葬式をできないという方もふえているわけですね。生活保護世帯がこの

間急増しているということも、皆さんもちろんご存じなわけで、そういった生活保護の方たちのために、規格葬儀の中でも略式層のコースも設けたということでもありますけれども、これ多分、生活保護を受けずにもうぎりぎりのところで頑張っているという方たちで、また身内の方がなくなられたけども、残った家族で考えると、もうお葬式をあげられないという、そういう方の相談等々もやっぱりあると思っております。

そういった意味では、やっぱりこの葬儀の点で、厳粛であり、また簡素、低廉、安心して無駄なく安価でやれるような葬儀というのを、しっかりと保証していくことということも行政として大事な役割だなと私は思っているんです。

確かにご説明あったように、業者指導については、きちんとやられるということも言っておられますけれども、実態として、この間なかなかそうなってこなかった部分もあります。また、この間、この葬儀関係の改革案ということでご説明もいただきました中では、業者やメモリアルホールや斎場から、市役所に対する報告は随時求めていくということでもありますけれども、そうした執行事項の報告はありますけれども、実際の指導という点で、従来の市営住宅でやっている現行と比べても、それは弱まるんじゃないのかと思うわけです。

実際に、その行革の中で、配置する職員の業務量を減らしていくということにもなっているかと思っておりますので、そのあたりの考えですね、これまではその委託料という形で葬儀業者に、また予約や申請は市役所という形でのサイクルがあって、ある意味それが、実質のところ市営葬儀とは言っても民間委託でやっている中では、この作業が二度手間なんじゃない

いかということも考えてやられているかと思うんですけれども、そこらあたりを省いていくことが、単に事務事業をスマートにしていくことだけになるのか、その業者とのやりとりの機会も、それでぐっと減ってしまうんじゃないのか、そういうことを懸念するわけで、そうしたところをどのように検討されてきたのかなということをお聞かせいただけたらと思います。

それから、減免にかかわって、規則はこれまでの市営葬儀条例に基づいて、規格条例になっても減免制度等々を残していきますよということでご説明いただきました。そのことについてはぜひきちんとお見せいただいて、また必要な方にはしっかりとお知らせもして活用されるように、要望としておきたいと思っております。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 生活実態にあって苦しいお家が多くなって、葬儀にお金がかからないというお話ですが、その部分については今回、規格の中で略式型というのを設けさせてもらってます。これは、できるだけ安いお金でお葬式をしていただけるよう設けさせてもらったもので、もう最低のお金しかかからないような形になってますし、オプションについても、利用できないような形で略式型を定めております。確かに、お金がないからお葬式ができないからというご相談はふえてきていると思っておりますけども、そういう意味でこの略式型を利用させていただきたいなと考えております。

それと業者の指導の問題ですね。今まで委託業者の形になっていましたが、この改正によりまして指定業者という形になりますので、やはり市の規則でありますとか、誓約書を結ぶ予定をしております、それに反することがあれば直ちに

指定を取り消す方向で考えております。委託でも同じようなやり方ではやってきたんですけれども、委託よりも指定のほうが、指定を取り消されるとということは、業者にとっては大変厳しいことだと思いますので、委託していて違反があったからといって、委託料を払わないわけにはいかないという実態があると思いますので、指定を取り消されるという部分については、業者にとっては死活問題だと思います。その辺は厳格に運用していきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 これまで市営葬儀ということで、業者に委託してやってきた部分でありますけれども、ある意味今回、規格葬儀になってきましたら委託というよりか、もう民営化、まるまるその業者のほうで、やってもらうということになっていくのかなと理解していたわけですが、そうした中で本当にその市民の方々が、目的のところでは言われました生活改善の部分、もちろんその文言としては入ってないけれども、そういう思いで取り組んでいきますよというそのところは、しっかりとやっていっていただきたいなと思いますのと、やはり葬儀にかかる費用が、ほんとに大きくなっていく傾向というのはあると思っていて、それを一般葬でなしに規格葬儀に誘導していく努力もされるということですが、メモリアルホールの利用料のところ、差もつけてということでは言われている部分が、一方で一般葬になったときには、ほんとにその規格葬儀よりも、かなり費用も多くなるということにつながっているなと思います。一般葬を選ぶのは、その個人の方の選択だからということも言われるかもしれませんが、そういうふうには行政が誘導してしまうというこ

とにならないようにということは、従来から言っているその業者指導のところは今後、規格葬になってからもより一層強めていかなければいけないという認識を、ぜひもっていただきたいと思っております。

市としての役割、ずっと果たしていくんだったら市営葬儀ということでやれなかったのか、これはやっぱり私も思うところではありますが、そういったところは限界がそれぞれあるということの答弁になってしまうと思いますので、私からのその質問と意見・要望とにして終わっておきたいと思っております。

○森内一蔵委員長 ほかに。

南野委員。

○南野直司委員 この規格葬儀条例制定の件につきましては、料金の透明性を向上させて、市民の方が安心して利用できる規格葬儀に移行されるということでございまして、この現行の市営葬儀から規格葬儀へ移行するについて、この市営の葬儀取扱店とも協議をずっと重ねてこられたと思うんですけども、この内容等々についてお示しされてどうであったのか、皆さんどの業者も賛成と言いますか、納得していただいたのかをお聞きしたいのと、参考資料にわかりやすく書いてあるんですけども、7ページには斎場の使用料について、現行では市営葬儀を利用する場合と、市営葬儀を利用しない場合とがございましたけれども、改正案ではなくなっております。

それから、8ページのメモリアルホール使用料につきましては、新たに規格葬儀を利用する場合と、それから規格葬儀を利用しない場合というふうに加えられておりますけれども、この根拠についてお聞きしたいと思っております。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 業者等の会議等につい

ては3回ぐらいもってきました。その中で、業者のほうからは大筋では特にご意見はありませんでした。やはりオプション金額を定めておりますので、そのオプション金額について細かなご意見はありました。我々が思っていたよりもやはりもっと安くできるというご意見もありましたし、先ほど説明させてもらった花の追加の利用も「これぐらいやったらいけるん違うか」「もっと安くできるよ」というご意見もいただいておりますし、その金額でもしも花を設定するならば、例えば棺に入れる花が足りないというご意見もいただきましたので、この価格に落ちついたというところもあります。霊柩車についても、今回市規格葬儀で霊柩車は外させてもらったんですけども、我々は高くなることをすごく心配していたのですが、「ランクを指定したらどうだ」というご意見もいただいておりますので、その辺については、パンフレットをつくるたびにランクを指定したりとか、規則の中でランクを指定したりしながら、少しでも安くできる規格葬儀にもっていきたいと考えております。

そして、斎場使用料につきましては、おっしゃるとおり市規格葬儀になった関係で、火葬料については5,000円で市営葬儀ができてたんですが、今、市営葬儀は50%ぐらいの利用率、50%を切るような状態になってますので、市民の方の半分ぐらいが1万5,000円の火葬料を払っておられます。1万5,000円の火葬料を全体的にいただいていくべきという考え方がありましたので、規格葬儀の本体部分を少し安くすることで、料金的には今までの市営葬儀と変わらない金額で、火葬までできるという料金設定にもなっております。

もう一点はこの市外・市内の利用の関

係の部分につきましては、最近、特別養護老人ホーム等に親が入られて、市外に居住されてる方がおられまして、その方が摂津市の斎場で火葬されると、市外料金4万5,000円をいただいていたんですけども、今までずっと摂津市に住んでいて、施設に入られたりして市外に行かれたとか、そういうケースも多くなってきてますので、施主が市内にお住みの方については、市内料金で火葬があげられるよう火葬料金は変更しております。

それと、メモリアルホールの際につきましては今までも説明してきましたけども、やはり規格葬儀に少しでも誘導したいという考え方でこの料金設定をしております。一般葬は少し高いんではないかというご意見もありましたけども、近傍同種の市営の葬儀会館の料金等も調べさせていただきまして、その料金に近い形でお願いしていきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 南野委員。

○南野直司委員 今回、規格葬儀に移行したということととらえました。また、市営葬儀取扱店の意見というのはいろいろ今後、移行してからの話ですけども聞いていただいて、随時反映できるような形でお願いしたいと思います。

それから、先ほど斎場とメモリアルホールの使用料についてご答弁いただいたんですけども、中身については、先ほども答弁ありましたように低所得の世帯の方、どうしても葬儀が出すのが厳しいという世帯の方に対しては、略式型ということも設けていただいて、そのようなことも配慮も考えていただいているということでもありますので、どうかよろしくお願いたいのと、もう一点だけ、事務の手続の簡素化という観点からも考えていただいていると思いますけども、その部分、ご説明いただきたいなと思います。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 今回の条例改正の中で事務の簡素化の部分につきましては、1点は市に一度入っていた使用料の手続がなくなっていくという部分になります。

ただ、実態上としましては、やはりメモリアルホールの使用料でありますとか火葬場の使用料については、市のほうで手続をしていただかなければならないので、その部分については依然事務は残っていきます。ただ、将来的には我々のほうとしても、この辺の事務も何とか簡略ができないかなとは考えております。例えば、施設の予約システムを入れることによりまして、業者が楽になるのかなという部分があるんですけども、例えば予約の重複がなくなるという部分もありますので、そのようなことも将来的にはしていきたいと考えております。更に改革は進めていくつもりでおります。

○森内一歳委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきまして、わかりました。

いずれにしても、市民の方が安心して利用できる規格葬儀へと移行していただくようお願いいたします。

先日も委員会で言わせてもらったんですけども、パンフレット等のご案内については、できるだけ多くの市民の方に、こういう葬儀に変わりますよということで周知徹底をしていただくようお願いいたします。

○森内一歳委員長 ほかにはないですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○森内一歳委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案第3号、議案第11号及び議案第

35号の審査を行います。

本件3件のうち、議案第11号及び議案第35号については補足説明を省略し、議案第3号について補足説明を求めます。

福永保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 議案第3号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、賦課限度額の改正による増は見込まれるものの、国保世帯所得の減少や収納率の見直しなどにより、前年度に比べ4.5%の減となっております。収納率は現年度分が87.5%、滞納繰越金が10%を見込んでおります。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ10.9%の増となっており、退職被保険者等の増によるものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度と同額でございます。

12ページ、款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ0.3%の増となっております。国庫負担金の負担割合が34%から32%に引き下げとなり、府調整交付金に振り替えられたものの、医療費や後期高齢者支援金負担金、介護納付金負担金の増加により、微増となっております。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ17.1%の増で80万円以上の高額医療費にかかる共同事業医療費拠出金の増に伴い、その4分の1の法定負担分を見込んでおります。

目3、特定健康診査等負担金は、前年

度に比べ0.1%の増で、特定健診、特定保健指導にかかる法定負担分でございます。

項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ22%の増で、過去の実績を参考に計上したものでございます。

目2、出産育児一時金補助金は、前年度に比べ95%の減で、平成24年度の国庫補助金の廃止に伴い、平成24年3月分のみ計上しております。

款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ25%の増で、退職被保険者等の増加によるものでございます。

14ページ、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金は、前年度に比べ4.1%の増となっております。

款6、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ17.1%の増で、先ほどの国庫負担金と同様、高額医療費共同事業医療費拠出金の増に伴うものでございます。

目2、特定健康診査等負担金は、前年度に比べ0.1%の増で、特定健診、特定保健指導にかかる法定負担分でございます。

項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ20%の増となっております。

目2、財政調整交付金は、前年度に比べ36.3%の増で、先ほどの国庫負担金からの振り替えによる増などを見込んでおります。

款7、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ14.7%の増で、過去の実績を参考に計上したものでございます。

16ページ、目2、保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ3.1%の増となっております。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ11%の増で、国保財政安定化支援事業繰入金の増などによるものでございます。

目2、保険基盤安定繰入金は前年度に比べ2.4%の増となっております。

款9、諸収入、項1、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金は、過去の実績を参考に計上いたしております。

目5、雑入は、現金給付の指定公費などを見込んでおります。

次に、歳出でございますが、18ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ12.5%の増で、被保険者証の一斉更新のための経費を計上したことなどによるものでございます。

目2、連合会負担金は、前年度に比べ0.2%の増となっております。

目3、市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ14%の減で、コンビニ収納の導入により普通徴収員を廃止したことなどによるものでございます。

20ページ、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度に比べ0.3%の減となっております。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ2.9%の増で、一人当たりの費用額は、就学から64歳までが約19万8,000円、前期高齢者が約49万5,000円、未就学児が約21万5,

000円を見込んでおります。

目2、退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ20.7%の増で、退職被保険者等の増を見込んでおります。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ2.5%の減でございます。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ21.6%の増でございます。

22ページ、目5、審査支払手数料は、前年度に比べ0.5%の増でございます。

項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ6%の増で、一人当たりの医療費の増加によるものでございます。

目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ2.2%の減でございます。

目3、一般被保険者高額介護合算療養費及び、目4、退職被保険者等高額介護合算療養費は、前年度と同額でございます。

項3、移送費、目1、一般被保険者移送費及び、目2、退職被保険者等移送費は、前年度と同額でございます。

24ページ、項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金及び、目2、支払手数料は、前年度と同額でございます。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、前年度に比べ2.7%の減でございます。

項6、精神・結核医療給付費、目1、精神・結核医療給付金は、前年度に比べ2.6%の増でございます。

26ページ、款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等、目1、後期高齢者支援金は、前年度に比べ9.9%の増で、一人当たりの後期高齢者支援金等の増加等によるものでございます。

目2、後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ16.4%の減となっております。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前

期高齢者納付金等、目1、前期高齢者納金は、前年度に比べ56.5%の減で、一人当たりの負担調整対象見込み額が減となったことによるものでございます。

目2、前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ15.9%の減となっております。

款5、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健事務費拠出金は、前年度に比べ25.7%の減となっております。

28ページ、款6、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、前年度に比べ7.6%の増で、一人当たりの介護納付金の増によるものでございます。

款7、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ17.1%の増で、80万円以上の高額医療費の増に伴うものでございます。

目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度に比べ2.9%の増となっております。

目3、高額医療費共同事業事務費拠出金は、前年度に比べ10%の減となっております。

目4、保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、前年度に比べ71%の減となっております。

目5、その他共同事業事務費拠出金は、前年度と同額となっております。

款8、保健施設費、項1、保健施設費、目1、特定健康診査等事業費は、前年度に比べ13.6%の減で、過去の実績を参考に計上したものでございます。

30ページ、目2、保健衛生普及費は、前年度に比べ93.1%の増で、療養費適正化推進業務委託料を計上したことによるものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還

付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金、目2、退職被保険者等保険料還付金は、前年度と同額となっております。

32ページ、款10、繰上充用金、項1、繰上充用金、目1、繰上充用金は、累積赤字解消のため計上いたすものでございます。

款11、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額となっております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○森内一歳委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 国民健康保険特別会計、国民健康保険に関する三つの議案に対して質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険ですね。保険料についてまず伺いたいと思います。

以前から議論をしてきましたけれども、国民健康保険は加入世帯の7割が所得200万円以下という低所得というたら怒られるかもしれませんが低い方々ですね、この方々に7割ということですから支えられているという意味では、ほんまに負担の重たいものになっていると。限度額に達するという加入者は非常に少ないということが現実ですね。医療費の負担を保険料に求めるのが大変な状態で、国からの交付をふやす必要があるというのはこれまでも言ってきたところですけども、今度、公的資金が減らされ続ける中で、市からの繰り入れに頼らざるを得ないということで、保険料軽減のための繰り入れの充実を求めるものであります。つまり保険料全体、払える保険料に引き下げていく必要があると考えておりますけれども、保険料引き下げについ

てのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、人头割で家族の多い方ほど保険料が高くなる。所得の割合に対して家族が多いほうが負担が多い。この現実を改善するために前回、5割、5割という形で改悪もされてきているわけですが、これも考え方を考えていくつもりがないか、お聞かせいただきたいと思っております。

今回、議案第35号で出ている限度額の改定ですが、去年に引き続いたの連続値上げですね。

実態としてこの限度額が、高額所得者の負担を制限しているというよりも、中間所得層の負担が押さえられているという状態なのが現実ではないかと。保険料収入がふえるというのは1,000万円程度とお聞きをしております。影響を受けないほかの世帯の保険料を抑えるということにはもうほど遠い状態ではないかと。

代表質問で部長の答弁でも、中間所得層への緩和という言われ方をされましたけれども、今の状態では、これを引き上げることが中間層の負担をふやすことにつながると考えているんですけども、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

保険料の引き下げ、人头割の考え方、限度額、この3点についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、制度の運用について伺いたいと思っておりますが、一部負担金減免制度です。一部負担金、窓口での負担を保険で払えない方のために負担をするという制度ですけれども、予算としてはもう、給付額の中に入ってるかと思っておりますが、この制度は医療費負担が困難な加入者に窓口の負担を免除して、保険会計で給付を行うというものですけれども、これは原則3か

月適用と。その後、更新、今現在1回しか認めていないと。つまり半年間しか使えない。これはなぜかと。

池田市では複数回の更新、通年での適用ができていないと聞いております。適用される基準が生活保護並みの収入しかないという世帯ですから、年間を通じて収入状況が変わらなければ適用すべきではないか。生活保護並みの収入というのかその基準というんですから、生活保護同様、収入は生活費に消えてしまうわけですから、医療費の負担ができないというのも当然ではないかと思っているわけです。健康保険制度は、国民が等しく医療を受けられるようにするための制度ですから、医療費の払えない加入者の医療費を負担するというのは当然ではないかと。この一部負担金減免制度が通年で使えないのは、その国保条例の施行規則の第3条の2の第3項で規定されているのは承知しておりますけれども、この制限そのものが今まで述べたように、正当な理由が見当たらないと考えているんですけれども。ここで災害のときは延長できる、1年間適用できるということも災害のときはあるわけですね。災害以外はなぜ延長できないのかと。改正の必要があると考えてるんですけれども、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

次に、滞納処分についても伺いたしたいと思います。滞納の処分のやり方ですね。件数はあまりふえてないということですが、現実にやっていくということをおっしゃっております。学資保険を差し押さえたり、これは人道的なものなんですけれどもね。それから、生活費は給与を含めて差し押さえができないというはずなんですけれども、通帳に入った途端に区別がわからんようになるということで、通帳の預金、市民税なんかのほうでよくやられ

てるんですけれども、給与の翌日に押さえるということ、私たちはおかしいんじゃないかと。いわゆる脱法的な行為だという言い方をしてるんですけれども、差し押さえと看過の状況、国民健康保険にかかわる部分を教えていただきたいと思っております。

次に、毎回聞かせていただきますけれども、資格証及び短期証の発行状況をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、国民健康保険の広域化という議論が、国のほうでも大分前へ進んでいるという状態ですけれども、この議論について、摂津市としてどう考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。数字的にはあんまり出してないんですけれども、お願いをいたします。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、山崎委員のご質問に対してご答弁させていただきます。

保険料の引き下げができないかというお問い合わせでございますが、まず公費が、国との負担につきましては、平成25年度まで暫定措置とされておりました、国民健康保険の基盤安定負担金の上乗せ分である保険者支援分につきましては、平成26年度までの延長が決定されまして、平成27年度からは拡充の上、恒久化されるということになっております。拡充の内容につきましては、新たに2割軽減の対象者を含めるとともに、補助基本額を保険料の調定額に改めるというもので、財政危機に陥っている団体につきましては、収納率が低いところが多く、こういった改善は非常に歓迎されるものと聞いております。低所得者の軽減措置の拡充によりまして、社会保障費の削減については、一定、歯どめがかかったのかなと考

えております。

ただ、保険基盤安定繰入金の4分の1につきましても、市の一般財源でございます。また、保険財政安定化支援事業繰入金は、本市が交付税の不交付団体であることから、全額市の一般財源でございます。これ以上の保険料軽減のための繰入金の増加については、過日の本会議におきましても、財政の担当部長から非常に厳しいということで、ご答弁をさせていただいているところでございます。

引き下げができないかということでございますけれども、私どもも今まで医療費の適正化ですとか資格の適正化を徹底するとともに、収納率向上対策を行いまして、平成21年度から凍結、実質的には、平成18年度から保険料はずっと据え置いておまして、こういった状況で、補足説明で部長から申し上げましたように、介護納付金ですとか、あるいは後期高齢者支援金、サービスの使用料が上がっていることによってふえている拠出金、それをいろんな努力で賄って、何とか据え置きをしているという状況でございますので、財政当局からは、使ってふえた分は払うのは当然であると言われておりますけれども、何とか今頑張っているような状況ですので、ご理解をよろしくお願いしたいと思っております。

それから、家族が多いほど負担がふえる状況についてということでございますが、条例上、応能負担と応益負担が50、50ということでやっております。その負担の仕方については、均等割と平等割をそれぞれ所定の割合でいただくということになっております。ですから、これについては、現条例を変えることなしにはこういったものを変えることはできませんが、保険料の算定につきましては、今までいろんな方式がありましたけれど

も、広域化等によって今、集約の方向に向かっております。

例えば、東京などでは住民税方式をされていましてけれども、それは旧ただし書き方式にそろえていくということで、平成25年度には、すべての団体が旧ただし書き方式になると聞いております。それに加えて、広域化によりまして都道府県単位での集約が今後、どんどん図られていくと思っております。

基本的には、今ある本市のような形のものすべてになっていくのではないかと思います。ただ、地方につきましても所得が少ないので、どうしても資産割というのが必要になってくるということもあると聞いておりますので、その辺のバランスをどう取っていくのかというのは課題としてはございますけれども、基本的には今のような形で集約されていくと考えております。

それから、賦課限度額の改定につきまして、中間所得層の負担緩和のために実施されるものでございます。それがかえって中間層の負担がふえているのではないかとこのお問いでございますけれども、賦課限度額につきましては、本市の場合、標準世帯といわれる4人世帯で見ますと、医療費分で約564万円、給与収入に直しますと760万円になっております。中間所得者層が一体どこなのかということですが、本市の場合、比較的高い所得の方が対象となっているということで、上げることによって1,000万円調定額がふえます。1,000万円を捻出するというのは、今の状況では大変なことですので、先ほど申し上げましたように、4人家族で760万円を超える世帯の方には、申しわけないですが、できる限り据え置きを続けていきたいと考え

ております。

それから、一部負担金減免のお問いでございますが、一部負担金減免につきましては、平成23年度の実施状況はまだ集計できておりませんので、平成22年度の一部負担金の減免の状況でございますが、全申請件数49件について、全件、減免を適用させていただいております。

本市の制度でございますが、国の基準のような資産基準を設けておりません。国の基準では、貯金通帳を持ってきて資産条件を確認することになっております。また、対象も入院だけでなく通院を含めているため、国基準とした場合の10倍程度の拡大をしております。6か月の制限をなくしてはどうかということですが、大規模な災害については現行制度でも対応をさせていただいておりますが、本来この制度は、所得の減少を想定しております。通院を含めた医療費の全部減免を長期に継続しなければならないようなケースにつきましては、一部負担金減免制度では想定されておらず、医療保険制度としても対応が非常に困難であると考えております。

また、新たな制度の創出につきましては、財源の手当てが必要となるものでございますので、今、府でも入院だけでなく通院も含める、あるいは資産要件を設けていないということで、かなり進んだ制度と思っておりますので、何とか現制度を維持したいと考えております。

それから、滞納処分についてでございますが、国民健康保険につきましては、先ほども申し上げましたように、高齢化への進展とか医療費の高度化により、医療費の増加が歯どめがかからないような状況で、後期高齢者支援金であるとか介護納付金もどんどんふえていく、そういった支出の増加が続く中で、いろんな対策

をいたしまして、保険料の据え置きをさせていただいております。このような状況の中で、保険料というのは医療を守るための貴重な財源でございます。保険料の負担能力が低い方につきましては、減免制度の活用や個別の事情をお聞きする中で、分納約束などをさせていただくことによって対応しておりますけれども、支払う能力がありながら滞納をされている被保険者につきましては、被保険者間の公平のため、やむを得ず滞納処分をさせていただいているところでございます。

滞納処分に当たりましては、滞納者ご本人への影響を考慮し執行いたしているところでございまして、先ほどの通帳に入った途端という話ですが、これについても私どもは、大阪市のように通帳をまず全部解約して、後から要る分だけ申請したら返します、みたいなことはしておりませんので、適正に執行しているものと考えております。

それから、短期証・資格証の状況でございますが、短期証につきましては、平成22年度末が1,625件でございまして、平成24年1月末現在で1,426件となっております。

それから、資格証につきましては、平成21年度が57件でしたが、平成22年度は42件、平成23年度につきましては1月末に更新をしておりますので、2月1日の更新時点で30件となっております。

短期証につきましては、特に私どもとしましては保険料納付の貴重な接触機会と考えておりまして、これをなくすという考えはございません。また、資格証につきましては、できる限り接触に努めておりまして、徐々にですが減少しているという状況でございます。

それで、資格証の方につきましても医

療が必要な場合、窓口にご相談いただきましたら、医療の制限をするということはおしておりませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それと、広域化でございますが、広域化につきましては、大阪府が平成22年度に大阪府広域化支援方針を策定いたしまして、平成22年度から平成24年度までの3か年、その方針に基づいていろんな助言等をしていただいております。目的といたしましては、市町村国保の運営の広域化や財政の安定化でございます。府内市町村の国保に共通する収納率などの目標設定や、医療費適正化の取り組みなどを一層推進するための方針となっております。広域化支援方針の策定の影響につきましては、保険財政共同安定化事業の拠出方法の見直しがございます。平成23年度から本市の拠出額が、平成23年度予算では4,597万円増加をしているところでございますが、これも過日の議会でご説明させていただいたかと思うんですけれども、平成22年度の国の調整交付金、収納率によるペナルティー分として、減額される分が4,072万円の予定であったものが回避されて、差し引きでは、年度は違いますが500万円前後の損失でおさまっています。これを大阪府下全体で見ますと、約50億円の調整交付金の減額が回避されているということになっておりまして、大阪府下全体では大きな効果があるということでございますので、もともとの広域化支援方針の目的が、非常に財政の難しい市町村の応援ということでございますので、その方針に従った効果が出ているのかなと考えております。また、その特別調整交付金につきましては、交付基準が大きく見直されておりまして、本市の場合は現在のところ、交付金については増

額の見込みとなっております。

○森内一蔵委員長 以上ですね。

よろしいか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、続けて質問、要望も入れながら話したいと思うんですけども。

保険料については、財政のというかやりくり上、ほんまに厳しいというのほる説明いただいているんですけども、医療が等しく受けられるというところに保険料を払い続けなければいけない。生活が成り立たないのに保険料のほうが高いというか、収入の1割ですね、ほとんどそういう方がふえてきてるんですね。それこそ、1か月分の給料というか収入が、年間でいうと保険料に消えるという状態は、決して低いということではないと思うんです。それで、その福祉の精神ですね、それこそ医療が受けられるように、皆さんが加入状態を保っておられるようにということで、安くするという精神で保険料を要求していただきたいと思います。何度もやっていますから、それ要望としておきます。

一部負担金減免制度は、資産要件もなくすぐれた制度だというご説明でしたけれども、使えない状況が半年なり3か月なりあるという状態ですと、その方の生活、医療費を払えない状況というのがあるというのを考えないかと。医療抑制で健康を害してはそれこそ元も子もないのではないかとということで、すぐれた制度だとおっしゃってまいますが、更に要件を考えていただいて、医療費が払えないから医者に行けないという状況をなくしていただきたいと思います。

それから、滞納処分も大阪市よりましという話ですけども、しっかりと滞納されてる方とコンタクトをとって、差し

押さえしなないまでも払えるような話し合いをぜひしていただきたいと思うんですが。

それから、その接触のための資格証、短期証の発行やという話ですけれども、資格証とか短期証の発行は、医療からの排除がなされるというのが一番の問題だと思うんです。住民の命と健康を脅かすだけだと私たちは考えておるんですけれども、資格証や短期証になった方々、それから派遣切りで無保険になった方々、こういった、医者にかかれず重症化する、死亡をするという例が全国であるという以上、本市でも起きないという補償はない。全日本民主医療機関連合会の調査だけでも、生活困窮で受診がおくれたということによる死者が、2010年で71人になると聞いてます。資格証や短期証の発行をせずに、滞納者への接触を図る努力というのを求めたいと思います。お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

広域化の議論ですけれども、広域化するなら交付金もという流れがきてるんですけれども、この広域化せないかんという流れに乗っていくというのは、私はどうかと思うんですけれども。保険料の格差を問題にして、これを解消するための広域化という議論が続けられているわけですけれども、負担の状態がもう大変だと、もう払えない高い保険料になっているということの問題にしていけない。悪いほうに統一していく、弱者同士の痛みの分かち合いを法律でつくっていくということが、格差是正であるということにはならないと私は思っているんです。広域化してもよいことはないという議論も広がっている。既に、複数の国保広域連合が北海道ではつくられているわけですが、広域化でサービスがよくなると

言われとったのに保険料は上がり続けている。それから、一般会計の繰り入れができない広域連合は、脱退したいという不満も出ていていると聞いてるんです。法制定までには自治体の意向を聞く手続きをいっぱいとられると思うんです。これまでも総論賛成で各論でおかしいという話を何回かされてきておりますけれども、総論賛成でいってしまうと大変なことが起きると思いますので、明確に反対を表明されたいと思うんですけれども、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 以上、2点について。

堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、山崎委員の2回目のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、資格証・短期証のことでございますが、資格証や短期証を発行せず接触ができないかというお問い合わせでございますが、実際に私が平成21年度に国保担当課長となりまして、一番に目標を掲げてやってきましたのが、この滞納されている方との接触でございます。

結論を申し上げますと、それは非常に厳しいというのがこの3年間やってきた結果でございます。特に、私が「あー」と思いましたのは、医療機関にお勤めになっている方が資格証になっており、実際には社保を持っておられる、こんな方がいらっちゃったということです。結局、国保から送られてくる書類は見ずに、もう国保は関係ないということで全部捨てられていて、一切の接触がとれなかった。たまたま、お盆にお電話させていただいたところ、お盆休みでいらっちゃった。

「私、もう何年も前から社保持ってますよ」ということです。こういうことがやはり起こる。実際に、滞納処分でもそうですけど、滞納処分までしてはじめて

「おれは社保あんねん」ということが出てきます。そこまでになるまで、それこそもうその滞納処分に至るまで、もう何十回、何百回という形で、いろんな書類を送らせていただいております。何でこんなに送ってくんねんということで、おしかりを受けることもあるんですけども、これはやはりそういう行き違いがあっではいけないので、何回も何回も慎重には慎重の上でさせていただいておりますが、それでも、私は関係ないんだということで一切見ないという方がたくさんいらっしゃいます。ほんとに職員もよくやってくれているんですけども、結局、そういう方がいらっしゃって、その方に関して後年度の拠出金等が一人当たり十数万円かかってきます。それを一体どなたが負担するのかということを考えますと、やはり早期に接触ができない方については、こういったことをしてでも接触をさせていただいて、何とか早く喪失の手続をしていただくため、そういったことはやむを得ないというか、ほかのまじめに払っていただいている方の負担をこれ以上ふやさないというためにも、これはもう、私たちがやらなければいけないことではないかと考えております。

それからもう一点、今の広域化に乗っていくのはどうかと思われるというお問い合わせでございますが、確かに今の広域化の話でも、摂津市の場合は四千何百万円も負担がふえて、結局4,000万円ほどは返ってきているんですけども、五百何万円は損しているんじゃないかということはあると思うんですけども、私が課長になりました平成21年当時、門真市・守口市の国保がNHKでも大きく取り上げられて、大変や大変やということで、いろいろと報道に取り上げられて問題になっていました。摂津だけ考えれば

やはり何とか摂津の市民を守りたい。でも、医療という制度を、皆保険という制度を守らなければいけないということを考えれば、またおのずと違う答えが出てくると思っています。北摂でも、北摂だけ考えたら損だよねという話は、担当の会議でも出てくることは確かでございますけれども、ただ、それが国民皆保険を守ることになるのかどうかというのは、非常に私どもの心の中も苦しい状態でございます。ですから、これに明確に反対をとというお問い合わせでございますけれども、私どもは皆保険を守るためには、何とかこれは広域化をしてでもやっていかなければならない。しかし、摂津の市民を守るためには、広域化の中でもできる限りの努力はしていきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 山崎委員、後でまたでよろしいか。

暫時休憩いたします。

(午後0時2分 休憩)

(午後1時 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、再開をいたします。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、3回目の質問です。質問というか要望になるかもしれませんが。

私、滞納とか資格証とか保険加入者への接触ですね、手続をきちんと取られない方、こういう不心得というか、そういう方とか払えるという方を問題にするというよりも、子どもの資格証の発行をやめるという流れができたときに、子どもが学校の保健室へ来て「うち、保険証がないねん。薬くれ、先生」いうて、保健室に飛びこんでこられるという方がおられたということから始まっているんですよ。資格証にされて、全額払わないと医者にかかれへんと。お金の余裕が全

然ないという人が資格証になってしまっているということは、医療からの排除ですよ。一部負担金の減免制度も一緒ですけれども、お金がないから医者にかかれへんという事態を、今の現状でも起こしているのではないかというのが非常に問題なわけでありますから、ここの改善のためにも、資格証の発行とか、一部負担金を減免して使えるようにするとか、払える保険料にしていくということが大事なんではないかと思ってるんですが、そういう流れが今現状ある中で、広域化という話になれば、門真市・守口市の状態を言われましたけれども、それにあわせるということになってしまいうんではないかということですから、この制度を福祉の気持ちで、今現状、お金を入れていくと、制度の改善をしていくということが求められていると思うんですけれども、ご意見として聞いていただいて、また今のままでいいという話にはならないと思うんですけれども、お聞かせいただきたいと思えます。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 山崎委員の3回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、子どもの資格証から端を発しているというご質問でございますけれども、本市では、平成20年10月に保険証を個人単位でカード化した際に、国の改正に先駆けて、義務教育児童・生徒に対する資格証の交付は取りやめておまして、平成21年3月時点では、資格証を交付された義務教育児童は、もう既にいなかったという状態でございます。

また、18歳未満の高校生の資格証につきましても、私が着任しました平成21年度の当初、5件ほどございましたが、平成21年度に積極的に接触を図った結

果、もう21年12月現在ではゼロ件になりまして、その後、法改正がございまして、18歳未満の子どもにも短期証の義務づけがされたという経過がございますので、私どもはあくまでも、接触を最優先にして事務をさせていただいているところでございます。

それと、お金がないから医療証が受けられないという人はいないかというご質問で、門真市・守口市に合わせるのではなくということでございますけれども、皆保険という制度ですので、摂津市だけがうまくいって、大阪府下のほかの市町村がうまくいってないということは、やはり全体の中で考えにくいのではないかと思います。

12月ごろでしたか、国から医療費の推計が出ておりましたけれども、何年か後には医療費が1.5倍にも2倍にもなるという話です。そうなりますと、今は摂津市はかなりの繰り出し金を入れていただいて、頑張ってるし頑張れているけれども、じゃあ医療費が1.5倍になったときに頑張れるのか。短期的に見れば北摂は損ですけれども、でも長期的に見たときに本当にこのままで持つのかと言われると、じゃあそれで持つとはとても思えないような現状がございますので、ストレートにお答えできるようなものではないんですけれども、広域化のご質問でもお答えしましたように、短期的に見れば北摂は損ですけれども、長期的なことを考えると、もちろん国が最終的にはきちんと財政的に責任を持ってと、その部分は山崎委員と心は同じでございますけれども、その上できちんと皆保険が守れるような措置をぜひ国にはしていただきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、私のほうからも数点お聞きしたいと思います。

まず、歳入のところで特別会計予算書12ページになりますが、出産育児一時金補助金ということで、新年度は10万円の予算が組まれております。去年は200万円ということで、この減ということで10万円残ってるんですけども、これについてお聞きしたいのと、それから16ページにいきますけれども、一般会計繰入金で、先ほどの出産育児一時金繰入金ということで、一般会計のほうからの繰り入れで5,600万円あがっておりますが、そこのところの動きをお聞きしたいと思います。

それから、一般会計の繰り入れは全体としてはふえてるわけですけども、その項目の中で療養給付費負担金減額分の繰入金というのが2,254万円ありますが、昨年まではこうした繰り入れはなかったかなと思いますが、この中身についてもお聞かせいただきたいと思います。

あと、歳出のほうにいきますけれども、18ページです。徴收費の項目の中の国民健康保険料等収納推進員報酬、これは国民健康保険料の徴収員の名前が変わって、こういう形になりますけれども、これは条例の改正のところかもしれませんが、ここの点と、そのあとの徴收費で、コンビニ収納代行業務委託料、この金額のところとあわせて中身的なこと、改めてお聞かせいただきたいなということと、この効果をお聞きしたいと思います。

それから、20ページ、マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金があがっております。これは、昨年からマルチペイメントネットワークということで、ペイジー口座振替ということで始められるわけですけども、これについても効

果をお聞きしておきたいと思います。

それと条例の関係になりますが、議案第35号の国民健康保険条例の一部を改正する条例にかかわって、賦課限度額の問題ですが、先ほど山崎委員の質問でもお答えがありましたが、今回のこの改定ですね、新たに医療分が1万円増、介護分が1万円増、後期支援分で2万円増の4万円が限度額としてふえるというようなことになっております。

昨年、同じように賦課限度額の引き上げが条例で上がった際には、私どもは賛成をいたしたわけでありましてけれども、保険料の引き下げのためというか、据え置きのため、これ以上引き上げさせないためにということで、ご努力をされているということもわかりますし、そういった中で毎年のように、厚生労働省のほうからは限度額を引き上げようということと通達と言いますか、政令が発表されているわけですけども、今回、私いろいろこの賦課限度額の問題ですね、議案にあがってから過去の議案をずっとさかのぼってみたり、またいろいろ資料もめくってたわけですけども、国民健康保険中央会のほうから出している国保新聞の記事で、新年度については、厚労省のほうも限度額引き上げは見送りという記事が出ていました。この記事の中身がある意味先ほど山崎委員もいうたように、そもそも賦課限度額の引き上げは、中間所得者層の負担軽減のためと言ってたけれども、そうならない自治体が多くなっているということが指摘され、多くのところでたび重なる急激な、一部の所得の人たちに急激に負担がふえていく、こういう仕組みについてはどうかっていうことがあったと思っています。

摂津市は他市と比べたときには、今回賦課限度額に達する、そういう影響が出

てくる世帯は、先ほど堤次長の答弁の中でもあったように、近隣市と比べたときには高いのかなと思うわけですが、そもそも本当にこの国保財政、全体の構造から見たときには、本当に中間所得者層に負担できる額になってるのかっていうことも、見ておかないといけないと改めて今回思いました。それで、この社会保障のいろいろな財源をどうやって取ってくるのかっていうときに、本来社会保障は応能負担、能力に応じて負担をしていく、それで必要に応じてやっぱりサービスを受けていくという原則からしていったら、高額所得者の方たちに負担してもらうということは当然かもしれないけれども、実際、国保に限って言ったらなかなかそうはなっていないと思うわけですね。

それで、10年ほど前のこの摂津市の議会の議事録を見ましても、さまざま賦課限度額の引き上げにかかわるような議論がされておるわけですが、その当時、全体でもほぼ50万円ほどの限度額やったと思うんですが、その際には所得の階層が1,000万円以上とそれ以下の方と2段階に分けて、賦課限度額が算定されたということもありました。そのことについて、改めて本当に500万円、600万円の所得の世帯の方たちに、更に上乗せの保険料を求めていくのが妥当なのかどうか、また、以前のようなそういう段階的に高額所得の方たちに求めていくということにはならないのか、ご答弁を願いたいと思います。

以上、1回目の質問です。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、弘委員の質問4点についてお答えをさせていただきます。

まず、出産育児一時金でございます。

歳入のほうの出産育児一時金補助金につきましては、国の補助金になっておりました、平成21年10月1日から、出産育児一時金が4万円引き上げられまして、38万円が42万円になっています。そのときに暫定措置として実施されておりました当初の間につきましては、一時金4万円の引き上げのうち2分の1、2万円が補助金の対象となっております。ところが、23年度からはその2分の1ではなくて、4分の1に引き下げられました。そこで、200万円の予算となっております。その後、24年度にはこれが廃止されてしまいまして、結果的にはまだ3月の方の方が後でいただきますので、10万円だけになってしまったということが今回の予算の理由でございます。

それに伴いまして、出産育児一時金の繰入金でございますが、残りの3分の2を繰り入れていただくことになっておりますので、23年度は200件のうちの38万円については3分の2、残りの4万円については、4分の3の3分の2という形でいただいていた。4分の1が国の補助金ですので、5,466万6,000円を一般会計からの繰入金でいただいています。24年度につきましては、42万円全体の3分の2になりましたので、5,600万円となりました。出産件数の見込みは同じでございますので、補助金の仕組みが変わったことによって繰り入れがふえているという状況でございます。

次に、療養給付費負担金減額分の繰入金でございます。

この繰入金につきましては、国通知による繰入金でございますが、地方単独事業を実施いたします市町村が、国の療養給付費負担金減額分を保険料に上乗せしない場合に繰り入れすべきものとなって

おりまして、これまでは保険料軽減分の中に含めておったものですが、23年度からこれを外出しにしないと、府の調整交付金の減額の対象になるということで、今回はこういう形で目出しをさせていただいているものでございます。

次に、収納推進員とコンビニ収納との関係ということでございますが、収納推進員につきましては、後ほど条例改正のところでご説明をさせていただこうと思っておったんですけれども、現在は、国民健康保険料の徴収員となっております。近隣の状況を調べましたときに、徴収員という形で定めておられるところはもう既にございませんでして、徴収という言葉があまり響きがよろしくないということなんでしょうか、本市の場合は、コンビニ収納にあわせまして、徴収事務からその他の事務に変更させていただく予定になっております。どういうことかと申しますと、収納推進員報酬が減額になっております。この内容としましては、普通徴収員制度を廃止いたしておりますが、なぜ、普通徴収員制度を廃止したのかと申しますと、24時間365日納付ができるコンビニ収納というのを、4月から開始する予定にしており、いつでもどこでも納付できます関係で、単純な集金業務については、これを廃止させていただくということで、従来の徴収員の報酬が減額になっているものでございます。コンビニ収納につきましては、4月から開始させていただく予定でございまして、市内のコンビニだけではなくて、全国のコンビニエンスチェーン店でどこでも納めていただけるということで、365日全国どこでもということで、やはり私どももたまにかかってくるんですけど、沖縄で納める銀行がないという話がかかってまいります。沖縄は、みずほ銀行ぐらい

しかないんで、ちょっと納めにくい。あるいは北海道、東北、北陸ということになりますと、もうほとんど摂津市の金融機関がないという状況でございますので、こういったものを導入することによって、納付の機会を増加して、少しでも納期内納付をふやしていただきたいということでやっております。その関係で、今まで集金をさせていただいていた方については、口座振替にシフトしていただくようお願いをして回っているところでございます。

これは、次の質問にも関連してきますけれども、マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金ですけれども、これを負担することによりまして、ペイジー口座振替受付サービスができるようになっております。ペイジー口座振替受付サービスと申しますのは、キャッシュカードがあれば、いつでもどこでもその場で口座振替の登録ができるというシステムでございまして、例えば、今申し上げたように、「済みません、今月いっぱい集金に行けなくなるんですけども。」といったときに、このマルチペイメントの端末を持ち出して、その場でキャッシュカードをかけていただいて、「済みません、来月から口座振替をお願いします。」ということも可能になっております。実際にそういうケースもございまして、そういったことを今させていただいている状況です。

なお、障害とか、あるいは高齢の理由で、納めに行くことが困難な方につきましては、引き続き、収納推進員が対応させていただきますので、よろしくお願いたします。マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金でございまして、マルチペイメントネットワークの説明をさせていただきますと、国庫金ですとか地

方税・電気・ガス・電話等の公共料金や、会社等の代金の支払いにつきまして、収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことによりまして、利用者がATMや電話・パソコン等のいろんなチャンネルを利用して、公共料金の支払いができるようになるシステムでございます。日本マルチペイメントネットワーク推進協議会に入会することで利用ができるようになります。市町村はこの協議会に特別会員として無料で入会できるんですが、入会に当たっては年会費が必要になりますので、その年会費を計上させていただいております。

いろんな可能性があるんですけども、このうち今実施しておりますのは口座振替受付サービス。先ほど申し上げましたペイジー口座振替受付サービスでございます。

効果でございますが、ペイジー口座振替受付サービスですけれども、今説明させていただきましたように、キャッシュカードと暗証番号でその場で本人確認ができて、窓口ですぐ口座振替の手続きができるだけではなくて、持ち出すことによりまして、その場でもできるということになっております。ペイジー口座振替受付サービスで唯一の欠点というのは、金融機関との契約に多額の経費がかかることですが、いろいろと交渉をいたしまして、国の調整交付金が摂津市の場合300万円交付されますので、300万円を摂津市の主な金融機関に分けていただくということで無理を言ってお願いをいたしまして、11行でわけていただいて解消しております。1行はゆうちょ銀行で無料でできますので、1行30万円、10分の1でさせていただきました。しかも、本市の場合は口座振替をしているすべての課、国保年金課だけではなく、納

税課・介護保険課・水道・子育て支援課においてもすべてできるよう国保で段取りをさせていただきました。私どもも月に50件ぐらいの受け付けをさせていただいております。

ただ、摂津市の場合は、異動が非常に多ございまして、5年間ですべて入れかわるぐらいの異動がございまして。毎月50件、年間600件の新規口座振替を獲得いたしましても、年度末ではとんとんという状況が続いておりますので、前より一層努力をしていきたいと考えているところでございます。

最後、賦課限度額のお話ですが、確かに国保新聞のほうには中間層の負担軽減にもならないんじゃないかということで、今年度は一部市町村から申し出があつて、厚生労働省がその改定を取りやめたということで、私どもは1年おくれで改定をお願いしております関係で、一応、今回の改定で法定分の改定になるということですが、各市、地方の状況等を見ておりますと、先ほど私、山崎委員のご答弁でも申し上げましたように、所得割だけではなくて資産割を導入している市町村もたくさんあります。ということは、それだけ市民所得が低い市町村がたくさんあります。そうなりますと、どれだけ賦課限度額をあげても、本当に一握りの方しか対象にならないということが生じてまいります。そういったところでは、資産割の収入のほうが多いんだということも聞いておりますので、弘委員がご質問のように、所得の低い市町村においてはそういった結果になるのかなと思っております。

ただ、本市の場合ですけれども、意外に思われるかもしれないですけど、平成21年度の北摂の状況を調べたものがございまして。21年度において、先ほど山

崎委員がおっしゃった、所得200万円以下の階層が、いったい各市の国保世帯の何%なのかという調査をしたことがございます。それを見ますと、最も少ないのが箕面市でございます。それは、皆さんそのとおりだと思われると思うんですけども、これは、正式な法定の調査ではございませんので、所得不明分の扱いをどうするかとかいう問題があるんですけども、未申告、無申告と言われるんですが、それを仮にゼロとしますと、箕面市が200万円以下の世帯が64.3%、その次が摂津市でございます、68.9%です。その次が池田市で70.4%、その次が茨木市で74.7%、その次が高槻市で75.7%、その次はが吹田市で77.3%、豊中市が最後で78.5%という状況でございます、摂津市の国保世帯に関しては、所得が北摂の中でも高いほうであるということで、決して低いというわけではないのです。国保世帯の中での話でございますけれども。ということで、今申し上げている国保新聞の記事については、北摂の状況でこういう状況でございますので、地方に行けばもっと200万円以下の所得者層が80%、90%、あるいは95%とかいうところもあるように思いますが、そういったところでは確におっしゃる通りではないかなと思います。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 再度、賦課限度額のところで1,000万円以上と以下とで、限度額を分けることができないのかということも質問してましたけど、その辺の答弁はまた後で一緒に答えていただけたらと思います。

出産育児一時金の件ですけども、これは確か昨年と同じような質問をしたかもしれません。この点、一般財源の繰り

入れがふえてるわけでありましてけれども、本当に国がこういう制度はやっぱり必要だということで、上乘せしてやってるわけで、それをその市町村の一般財源でやらなければならないという、そういう仕組みを押しつけられてくるということに対して、本当にこの間についても、ぜひ声を上げていただいたということで言ってきましたけれども、その点について何かしら取り組みが、もしされたようであれば、そのことをお聞かせいただきたいというのが1点。

もう1点、一般会計からの繰入金の中で、療養給付費負担金の減額分繰入金ということの説明いただきました。これも国通知で、こういう形で出さなければならないという説明を聞きましたけれども、療養給付費負担金ということでの項目もあがっておりますよね。これは、国保負担金、予算書で言いましたら12ページのところにあります療養給付費負担金。ここに書かれている額は、11億8,395万円ということで、部長からも補足説明の中で34%から32%に下がったということで説明され、この療養給付費の負担金が減額になったことに伴って、この項目が出てきているのかなという受けとめになっていたんですが、それで言いましたら、療養給付費の負担金の減額は11億円の2%というのと、かなりの額であるかと思うんですが、ここの金額との関係でどうなのかなということでお聞きしておきたいと思います。

あと、徴収員が収納推進員になってということで、ここは丁寧なご答弁もいただいたわけですけども、本当に徴収員が回っているところの実態ですよね、口座振替にシフトをするということで、今、徴収員がこのマルチペイメントネットワークのペイジーの端末を持って、そういう

手続をされているのかなと答弁を聞く中で感じたんですが、口座振替に必ずしもシフトできる方と、必ずしもそうならない方もいらっしゃると思いますし、またコンビニ納付ということに切りかえということも説明にありましたけれども、なかなかこの摂津市内、ある意味コンビニまで行くのに、どこかしらにあると言えはあるのかもしれないけれど、なかなか外出が困難な方については、従来どおり収納推進員が訪問しての集金になるということも説明いただきましたけれども、その件については結構ですけれども、この徴収員が回っていらっしゃるところの状況、主にどういったところに回っておられて、それが今回の切りかえで、すべてしっかり対応できるのかってということについてお聞かせいただけたらと思います。

それから、ペイジー口座振替の効果ということで、こちらもいろいろご説明いただきました。各国保年金課以外の課についても、今後活用していけるんじゃないかということで、連絡をしているということですが、具体的に新年度からやられるところがあるのかなと考えると、ほかのところでもやりますという報告をまだ聞いてないので、その辺の議論の進捗状況みたいなこと、もしわかれば教えていただきたいなと思います。

あと、賦課限度額のことについては、先ほどちょっと漏れてる点、1点お答えいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 まず、賦課限度額のことですが、私も賦課限度額の改定に当たって過去の資料とかを見っておりますと、1,000万円以上と1,000万円以下に分かれていた時代が確かにございました。

ただ、先ほどもるる申し上げていますように、広域化の流れの中で、そういった段階をつけるのは好ましくないと、過去に指導を受けておりました、2段階方式ではない形にさせていただいているということでございます。

それから、2点目の出産育児一時金の補助金の廃止につきましては、大阪府の市長会を通じまして声をあげさせていただいておりますが、残念ながら声が届かなかったということでございます。恒久化するに当たっては、1万円ではなくて2万円にしてほしいとの声を、要望としてあげておりましたけれども、残念ながら届きませんでしたということでございます。

それから、療養給付費負担金減額分の話でございますが、弘委員がおっしゃってました2%の話ですが、療養給付費負担金と言いますのは、医療費の合計ですね。療養給付費・高額療養費・療養費・移送費・高額介護合算療養費のすべての合計から、第三者納付金・返納金、あるいは基盤安定繰入金の2分の1、それから前期高齢者交付金等を引きまして、あと前期高齢者納付金を足しまして、更に退職者の分も調整をした上で、出てきた国保負担額の基本額というのがあります。それが2、4年度の場合ですと、総医療費が66億6,319万8,000円ですけれども、それに対して国庫負担の基本額がありまして、その金額が36億9,980万円でございます。その金額に対して32%の療養給付費負担金というのがございます。前年度ですと34%でございました。その2%はどこに行ったのかと申しますと、府支出金の普通調整交付金のほうに上がっていくということでございます。ですから、それとは別の話でございます。この医療費を先ほど6

6億6,300万円と計算いたしました
が、実はこの中で、補助対象額とい
うのは65億8,390万円になって
おります。なぜかと言いますと、地
方単独事業、要するに福祉医療を
やっていることにより、国が余分
なお金を出しているということに
なりまして、その補助対象額を算
定する際に、ペナルティーをかけ
られております。その額が7,929
万円でございます。この額に対し
る32%が、療養給付費負担金減
額分になっており、2,537万円
でございます。

今回、計上しておりますのは、こ
れはまだ確定ではございませんの
で、22年度にこの計算によって
確定した額を、計上させていただ
いているというところでございま
す。ですから、今回療養給付費負
担金減額分は2,254万2,000
円になっておりますが、これは22
年度の確定額で、これを計上させ
ていただいております。

それから、コンビニ収納の導入で
ございますが、平成20年度から
もう既に計画をしておりますので、
24年の4月にあわせて4年かけ
まして、その辺の準備をさせてい
ただいている次第でございます。
一般の方に関しましては、この1
年をかけてそれぞれこういう事情
で、こうなりますということを十
分説明をさせていただいていると
ころでございます。先ほども申し
ましたように、どうしてもという
方については、普通徴収員という
のは5人が定員でございます、特
別徴収員は3人が定員がござい
ます、この特別徴収員を収納推
進員にして、5人の普通徴収員
というのは徴収業務がメインで
したので、これは廃止させていただ
くという形になっておりますので、
残ります特別徴収員で、その方
に関しましては引き続き、集金に
行かせていただくということでござ

います。それでこういったところを
回っているのかということござい
ますが、過去には集金というのは
非常に大きなウェイトを占めて
おり、例えば、商売をされている
方ですとか、昼間金融機関に行
けない方が多ございますので、
そういった方を中心に回らして
いただいていた次第でございます
が、コンビニエンスストアはご
存じのように24時間やってお
りますので、夜間でも納付でき
ますし、金融機関がない地域、
摂津市内には結構あると思う
ですけれども、そういったところ
でもコンビニエンスストアは細
かくできておりますので、その
辺は元気な方については、十分
対応できるのかなと考えてお
ります。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 それでは、最後何
点か、前の意見も言いながら要
望もしていきたいんですけども。

出産育児一時金の問題等々これ
だけに限らず、さまざまな点で
国が財政措置をせずに市町村に
いろいろと負担をかぶせるという
ことがありますから、国民健康
保険の大きな矛盾になってる、
その原因が国庫負担のある意味
支給差ということかなと感じて
ます。賦課能力がなかなか限
られている。先ほどの堤課長の
答弁、山崎委員の答弁の中で
200万円以下世帯の方ですよ
ね。摂津市はそれでもまだ少
ないほうと言いましたけれども、
68.9%がいるわけで、そう
した方たち中心になっている、
そういう国保の枠の中で被保険
者間で負担をし合うという制度
の枠組み、ここのところをやっ
ぱりかえていかないことには、
根本的に広域化となつたとして
も矛盾は解決しないと思いま
すし、賦課限度額の引き上げに
ついては限りがあると思いま
すので、そうした抜本的な制度
のところの議論が今後本当に国

のほうでも、厚労省のほうでも尽くされるようになっていくように、私たちも声を上げていきたいと思ひますし、現場の担当のほうからも大いに声を上げていていただきたいと思ひております。

賦課限度額の関係で、以前は段階1、000万円以上ということでしたけれども、過去にこれが適当でないという指摘も受けたということでもありますけれども、その経緯、私もしっかり調べたらええわけですけども、なかなかそのところが目につかなかったんですけども、何でかなということできょうはそのまま持ってきているわけですけども、過去にそういう適当でないということであったとして、今本当に賦課限度額の議論をされている中で、こういうことは再度声として上がって来ないのか。ある意味高額所得の方に負担をとということも流れの中であると思ひんです。そのあたりのところ、もし何か今の時点で情報がありましたら答えていただきたいと。なければまた後日、話ができたらなと思ひます。一応、要望としておきます。

あと、徴収事務にかかわって収納推進員が、前の特別徴収員がそういう形で担われるということではありますが、これまでの徴収員、本当に長くやってこられてなじみの方が多いとも聞いていますし、逆に集金を要望してられる方も高齢の方で、なかなか外に出て行けないという方も多いのかなということをお思ひせば、この引き継ぎなんかのところでもしっかりと引き継いでいただきたいと。やっぱり、市役所から来てくれるということでの信頼関係と言ひますか、そういったものも親しみを持ってやられているのかなと思ひますので、ある意味さっきも言ひました収納推進員、滞納世帯のところを主に回られる方が、そういったところも担わ

れるのかなということをお思ひせば、大分、これまでやっていた役割と違つたことになってくるのかなと思ひますので、その辺のところをしっかりと取り組んでいただきたらなと思ひます。

最後、マルチペイメントネットワークのペイジー口座振替にかかわつてですけども、ほかの部署の関係のところですね、もし課長、把握しておらなければ部長のほうでも答弁をいただきたらと思ひます。

後期高齢者医療の関係も、あとの議案になってくるかもしれないけれども、徴収員から口座振替やコンビニ収納にシフトされるみたいになってくると思ひますし、その辺のところ何回も対応されているのかなということも気になりますし、このところ最後1点、答弁をお願いしたいと思ひます。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 2段階方式については、私も平成21年に国保年金課長になったときに研究をさせていただき、こんなことができるんだと思ひたんですけども、残念ながらそれは基本的にはやってはだめだとそのときに教わりました。詳しい経過については今わかりませんので、済みませんがよろしくお願ひいたします。

次に、ペイジー口座振替受付サービスの具体的な導入の状況ですけども、先ほど申し上げた全課において受け付け実績がござひます。一番多いのは国民健康保険でござひますが、次に多いのが水道料金でござひまして、当初3台端末を購入してござひまして、水道が1台、国保が2台ということでお始めしたところ、水道のほうは非常に効果があるということで、もう1台追加で購入して現在4台の体制になってござひます。国保の分につきまし

ては、介護保険の利用もございますし、税の利用もございますし、それから子育て支援課の保育料の利用もございます。すべて国保のほうでまとめて一括して処理をしておりますが、すべて利用ができるような体制になっておりまして、現在のところ実績もございます。

あと、コンビニ収納でございますが、コンビニ収納につきましては、平成24年4月に導入しますのが、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料、それから保育料でございます。これも国保で一括して機械システムの導入をさせていただいて、子育て支援課の、分も全部処理させていただいてデータを提供するような形になっております。やはり限られた財政で、限られた資源を使っておりますので、できる限り全庁的に取り組みができるように、努力ができる部分は努力をし、国保の場合は国の補助金等も利用できる場合がございますので、そういったものを利用させていただく中で、できる限り財政負担がないように、全庁で足並みを合わせられるように、今のところ努力してやっているところでございます。

○森内一蔵委員長 ほかに。

南野委員。

○南野直司委員 それでは、国民健康保険の特別会計予算から何点かお聞きしたいと思います。

1点目に、被保険者数の状況に関しまして教えていただきたいんですけども、平成22年度から約2万6500名、横ばいになっていると認識しておるんですけども、平成24年度はどのように見込まれたか。退職被保険者等、団塊世代の退職者の加入状況もあわせて、これは療養給付費交付金が増額になっておるんですけども、その関係もあると思うんですけども、状況をあわせて平成24

年度どのように見込まれたかと、今後どのように推移していくかもあわせて聞きたいと思います。

2点目に、17ページの国保財政安定化支援事業繰入金が増額になっているということでございましたけれども、中身についてお聞かせいただきたいと思います。

3点目に、特定健康診査等の事業についてお聞きしたいんですけども、特定健康診査等実施計画を平成20年度策定の方が、計画期間が平成24年度をもって満了するというので、次期計画を策定されるということでございますけれども、どのような計画になっていくのか。

4点目ですけれども、保険料賦課徴収事業については、先ほど来いろいろ丁寧なご説明もあったと思えます。コンビニ収納、それからペイジー口座振替納付受付サービス等々、ご答弁あったと思うんですけども、コールセンターも始めていただきまして、前回は聞かせていただんですけども、効果はどうであったか。また、今後24年度以降、どのように取り組まれていくのか、お聞かせいただきたいなと思えます。

5点目に、これは議案のほうから賦課限度額について改定がありまして、先ほどからご答弁もあったんですけども、摂津市は3種類っていうんですか。医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の三つにわけられて増額になっていることなんですけれども、近隣市の状況です、この賦課限度額の近隣市の状況はどのようにしているか、把握されている分を教えていただきたいと思えます。以上で1回目を終わります。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、南野委員のご質問にお答えをさせていただきます

す。

まず、被保険者数の状況でございますが、被保険者数については、やはり近年だんだん減少してまいっております。平成21年度の当初予算では2万6,962人を見込んでおりましたが、決算では2万6,564人となりまして、見込みよりも減少していると。22年度につきましては2万6,700人を見込んでおりましたが、2万6,504人。これも見込みよりも更に減少している状況でございます。23年度予算につきましては、2万6,589人を見込んでおったんですが、更に減少いたしておりまして、今の見込みでは2万6,490人ぐらいになるのではないかなと考えております。今後も、75歳になられますと、後期高齢者医療のほうにいかれますので、国保の被保険者数につきましては、長期的にも減少していくと考えております。また、今、国のほうでパートタイマーの方について、国保から社保へという動きも出ております。そうなりますと、また一層、国保の被保険者数が減ってくるということになるかと思えます。法律の改正等も不測の要因でございますので、幾らになるかというのは今のところわからないところでございます。

それで、退職被保険者でございますが、退職被保険者も同じように最初見込んでおったんですが、団塊の世代の方が退職されるということで、見込み違いが実際発生しておりまして、先ほどの例でいきますと、先ほど申し上げたのは全被保険者数ですけれども、そのうちの退職被保険者等の方だけを見ますと、21年度当初では1,548人を見込んでおりましたが、1,438人と実際のほうはかなり減っておりまして、22年度当初では更に減るということで1,400人を見

込んでおりましたが、実際には増加になりました、1,553人。一般被保険者が減る中で退職被保険者がふえていると。更に、23年度はまだ決算が出る前の段階で予算というのは見込んでおりますので、23年度当初は若干ふえるということで1,439人を見ておりましたが、決算見込みでは1,589人と更にふえております。結局、今申し上げましたように、団塊の世代の方が国保のほうに、任意継続等が切れて入って来られるということがございまして、今現在1,600人程度の方がいらっしゃるということで、今後もふえるという見込みで1,750人を見込んでおります。前年度は、1,439人でございますので、かなりの増加になっています。その関係で、療養給付交付金とか退職者の医療費とかがふえております。

ただ、この分につきましては、支払基金のほうから、不足分があればすべて交付されますので、退職者の方の医療費がふえたからといって、一般の方の医療費がふえるというわけではございませんので、その点、ご説明をしておきます。

次に、国保財政安定化支援事業繰入金と申しますのは、低所得者の方が多い等の事情にある保険者に対して、財政支援措置として地方交付税で算定された金額を、国民健康保険の財政の健全化のために繰り入れるというものでございます。このうち、22年度改正で大きな改正がございまして、これまで摂津市の場合は、交付対象外となっておりました保険料負担能力補てん分という分があるんですけども、これは対象となる保険料の軽減世帯の割合が45%以上ということで、45%を超えた分ですね、例えば50%あれば、その5%に対して交付があるということですが、それは今までずっと軽

減対象世帯の割合が45%未満であって対象外となっておったんですが、22年度改正で、それが40%に引き下げられまして、一挙に交付額がふえたということでございます。

23年度は、22年度実績を参考に計上をいたしましたんですが、24年度につきましては、国保世帯の所得低下というのを見込んでおります関係で、23年度決算見込み額にプラスアルファをして、計上をさせていただいているということでございます。

それから、特定健診の関係ですが、特定健診実施計画は、平成20年3月に以前の分をつくらせていただいております。当時は、市民健診でございまして、市民健診が特定健診に変わるということで、それともう一つは、生活習慣病の予防ということですね、こういったことを目途に、特定健診と特定保健指導の実施について、実施率等を定めて計画を策定させていただきました。

しかしながら、平成24年度に65%の特定健診の受診率という目標を当初、掲げておったんですけれども、実際のところ、平成22年度の法定の受診率が28.8%で、かなりの隔たりが生じているのが事実でございます。

22年度は、そういった状況を受けまして、国の調整交付金を活用いたしまして、受診勧奨事業を実施させていただきました。受診勧奨事業につきましては、特定健診を受診されておられない方を対象に、アンケート調査を実施いたしまして、その事業の内容を簡単に申し上げますと、21年度の特定健診の未受診者3,777人の方に対して、アンケート調査を実施して、どのような健診であれば受けられますかということで、いろいろとご質問させていただきまして、808通

を回収いたしました。

これを受けまして、23年度には、いろいろな改善をさせていただいております。特に、希望が多かったのが、摂津市の場合は、1月・2月・3月生まれの方が非常に多ございまして、保健センターに申し込んだけれども、もういっぱい終わってしまったということがあったので、送付時期を早めました。送付時期を早めると忘れてしまわれるので、途中でまた、受診されていない方には、はがきを送って、「受診まだですがどうでしょうか」ということで、送らせていただいております。

特に、23年度につきましては、これも国の調整交付金を活用しまして実施しておりますので、回答をいただいた方には、このままではせっかく回答をいただきますので、もったいないので、「どうでしょうか」と、「受けられませんか」ということで、追跡の調査もさせていただきました。

そういった中で、カラーの圧着はがきで送らせていただいたら、ものすごく反応がありました。先ほども申しましたけれども、封書であれば全部捨ててしまわれるような方でも、めくって開けるといのが、非常にインパクトがあるのかなと感じたところでございます。

特に、これは業者に委託をしまして、カラーでしたので、こんなに問い合わせがあるのという、私どもも普通につくったはがきを送らせていただいていたんですけれど、圧着はがきは非常に効果があったなと思います。

それと、これは、保健福祉課とタイアップで、がん検診とのセット健診の案内もさせていただいております。

それから、市内医療機関における特定健診制度の周知ということで、今回、日

程表を配付させていただくときには、土曜日もやってますよということは周知したいと思っています。また、あとホームページにそういった情報を載せていって、随時更新をしていきたいと考えております。

あと、受診機会の増加のために、ポスターをつくらせていただいて、そういった改善をさせていただいて、果たして前回の65%との乖離がどれくらい埋まるのかということ、今年度、検証しながら、更に受診率を向上させていくために、何ができるかということを検証してみたいと考えております。

特定保健指導については、私ども、これは非常に率直に反省をしているんですけども、国民健康保険というのは、どうしても数字の話、世界になってしまいますけれども、やはり市民の皆さんに、自分の健康ということに気持ちを向けていただくようであれば、保健指導というのを充実しなければならないなと考えておりますので、今後、保健福祉課ともっと連携を密にして、この部分を盛り上げていきたいとは考えております。

それから、コールセンターの効果ということでございますが、コールセンターにつきましては、緊急雇用の補助事業を活用いたしまして、納税課のほうで事業費をすべて組んでいただいております、実際には2分の1、月の前半を納税課が事業をし、後半部分を国保がやらせていただいているという状況です。

内容としましては、未納の方に対する納付勧奨は当然ですけれども、あとは口座振替の勧奨ですとか、それから分納誓約のフォローというのをやっております。

分納誓約のフォローというのは、私どもに対して、今、支払いにくいのでこれくらいでということ、分納していただ

ている方が、1回支払がとんだときに、今まではそれがそのままになってまして、40日後に督促状がいくみたいな感じだったんですけども、それではやはりタイムラグがあまりにもあり過ぎるということで、分納誓約をされている方がとんだ場合は、そんな文章じゃなくて、早いうちに、「今回、分納誓約が1回とびましたけれど大丈夫ですか」ということでお声をかけさせていただいております。

これは、非常に効果がありまして、分納誓約の納付率というのが非常に上がっております。それは、私どもの担当の者がこういう事業をやるに当たって、各市の状況とかを聞くだけではなくて、こういうことをしたらどうだろうかということで、いろんな発想をしてもらって、自分達みずからそういう仕様書を書いて、こちらの業者にお願いをした結果、やっております。

摂津市の国保のコールセンターができれば、どこのコールセンターでもできるだろうと言われていたぐらい、いろいろなことを取り組んでもらってまして、非常に効果があったと思っております。

22と23年度で、緊急雇用が終わりました、24年度についてはコールセンター事業については、もう新規ではないから認められないということで、納税課において、一般財源でコールセンターについては、今回、予算を計上させていただいております。同じく2分の1を、後半部分を国保が、前半部分を納税課が、それぞれ業務をするという予定になっております。

それから、条例改正で、他市の状況ということでございますが、他市の状況につきましては、北摂7市3町の状況でございますが、23年度にすべて改定をされましたのが、豊中市・池田市・茨木市・

箕面市・豊能町・能勢町の4市2町でございます。本市と吹田市と島本町は24年度改正で対応です。高槻市のみ、1万円ずつ上げたかどうかということで、24年度改正で、段階的に終了して、その後でと聞いております。これが各市の状況でございます。

○森内一歳委員長 南野委員。

○南野直司委員 1点目の被保険者数の状況、退職被保険者等もあわせてご答弁いただきまして、わかりました。

2点目の国保財政安定化支援事業繰入金についても、よくわかりました。

3点目の特定健診審査等の実施計画についてご答弁いただきまして、健診率ですけれども、65%の目標に対して28.8%であったということであります。

私も、この対象者の方に関しての健診率の向上が、本当に一番大事なことでありまして、健診もさまざまな手を使っていただいておりますし、健診率も向上しますような計画にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。これは要望とします。

4点目のコールセンターの効果、それから、平成24年度以降の取り組みについてご答弁いただいたんですけれども、これは平成22年と23年度は国の緊急雇用対策ですね、ふるさと雇用再生基金を活用してということで認識しておるんですけれども、平成24年もそうなのかお聞きしたいと思っております。

1個忘れてたんですけれども、療養給付費負担金の交付割合が34%から32%になって、減少分は、府の調整交付金へということでございますけれども、仕組みについて具体的に教えていただきたいと思っております。

それから、コールセンターのことに戻

るんですけども、この社会保険の資格取得に伴う国民健康保険の資格喪失の案内、先ほどご答弁がありましたけれども、国保から、どこか就職されて社会保険に変わって、手を打っておられないという話がありまして、それから先ほど、退職被保険者の掌握でも、会社を辞められたときに、勤めていた会社へ何か月か社会保険に入る猶予があってということもありました。

この場合、例えば、国保から社保に変わるときに、何か証明書を発行して、その変わりますよという証明書が、例えば国保で発行して、それがなければ社保に入れないとかいった、こんな制度はなかったのかなと思っております。それでしたら、社保に変われないわけですから、そんな制度はなかったのかなと思っておりますけれども、その点、聞かせていただきたいと思っております。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、南野委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、コールセンターの財源ですけれども、平成22年度と23年度はふるさと雇用の分でさせていただいて、24年度は補正予算で拡大、延長されましたので、これについては、当初、財政課とも協議をしておったんですけれども、窓口である大阪府にご相談をしたところ、違う事業なら採択の可能性はあるけれども、全く同じ事業ではだめだということで、残念ながら受け付けがされなかったと聞いております。

それに関しまして、コールセンターを通じて社保の適正化をさせていただいております。社保から、社会保険を喪失されて国保に加入いただくときには、喪失証明書というのをいただいておりますので、逆もできないかというお問い合わせですけれども

も、逆については、現在のところございません。

私どもも、こういった情報がないということで非常に苦慮をしております、いろんな情報を使ってやらせていただいているんですけども、現実問題として、それが無いということで、財政的にも非常に大きな負担を強いられているという状況でございます。

私どもが、今やっておりますのは、例えば税に照会をする、税も本来は答えられないんですけども、そういう方は、当然滞納されてますので、国税徴収法を活用することによって、税情報をいただくといった手法まで使ってやらせていただいています。それは、税の守秘義務が外れますので、そういうことをしています。

実際には、マイナンバー法というのが今、政府で検討されております。マイナンバー法が通りますと、28年度からは社会保障カードというのが導入されて、そういう引き継ぎがスムーズになるのではないかなと思っておりますが、今のところ、そういうものが考えられているという状態でございます。

それから、療養給付費負担金の仕組みですけれども、これは非常にわかりにくいんですけども、すごくシンプルな形で言えば、そのかかった医療費の34%を療養給付費負担金として負担しますということです。ところが、その34%が2%減って32%になりましたということです。その2%減った分を府費の支出金で、調整交付金に盛り上げるというのが今回の改正でございます。

府の財源については、子ども手当の改正に伴う年少扶養の廃止等によると聞いております。

それで、非常にシンプルな形ではそう

ですけれども、先ほど山崎委員のご質問でもお答えしたんですけれども、医療費がこれだけかかりました、でもこれだけは地方が福祉医療をやったからふえた分でしょうと、この分は国としては払いませんよというのが、先ほど申し上げました療養給付費負担金の減額分と言われる部分です。

それから、今また非常にややこしいことになっておまして、前期高齢者の調整というのが入っております。今年度の予算でも、25億円余りの前期高齢者交付金というのを計上はさせていただいているんですが、65歳以上の高齢者の割合に応じて前期高齢者交付金が入ってまいります。医療費の中から前期高齢者交付金相当額を差し引いた残りがその対象額になりますということです。

更に、退職者被保険者にかかる分につきましては、これも社会保険診療報酬支払基金からいただけるので、これも引いてくださいということで、調整が入りまして、あるいは、先ほども申し上げました保険基盤安定繰入金の2分の1、これも差し引きますよということで、これは国からもらっているでしょう、ということと差し引くということがありまして、いろんなものを差し引いた残りの34%をいただいていたのが、今回、32%になりましたということでございます。その32%が11億8,395万円ということでございます。

言葉で説明すると、非常にややこしいんですけども、そういった仕組みになっております。

○森内一蔵委員長 南野委員。

○南野直司委員 丁寧にご答弁いただきまして、わかりました。

最後に、一つだけ要望しておきたいと思っております。

コールセンターでも保険料の納付等々の推進をしていただいております、また、国保の窓口でも滞納における丁寧な対応をしていただいていると認識しております。

先日もご相談いただきまして、窓口に行かせていただきまして、本当に丁寧な対応をしていただいたなと思うんですけども、こんな方がいらっしゃるんですけども、ご主人と奥さんと小さなお子さん2人いらっしゃる4人世帯の方で、ご主人が突然、精神的な病にかかれまして、仕事ができなくなって、小さなお子さんを育てながら、奥さんが夜勤をしながら生計を立てられていると。実際、家も持ち家ですし、車もありますし、という形で国保の保険料が滞納になっているというケースがありまして、窓口に来られたときに、分割の話もしたんですけども、何回目かはっきりは確認してないんですけども、財産を差し押さえという話を言われたということで、なかなか窓口にはよう行かないというご相談もありまして、市民の方の公平性を考えますと、そういうケースもあり得るかなと思うんですけども、実際、一生懸命、奥さんが働いて、何とか支払わなあかんという思いで来られてる方に対しては、更に、申しわけないですけども、丁寧な対応をしていただいて、何とか追いつかないかもしれせんけれども、納付していただくという形で対応していただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは、一つのケースですけども、要望としておきますのでよろしくお願ひします。

○森内一歳委員長 ほかに質問は。

よろしいですか。

弘委員。

○弘豊委員 先ほどの質問の際、一つ項目が抜けていまして、歳出の30ページ

ですが、療養費適正化推進業務委託料ということで、今回1,644万円組まれている、ここの中身ですけれども、今回新たに組まれている部分かと思ひます。中身のご説明とその状況について、お聞かせいただけたらと思ひます。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、療養費適正化推進業務委託料についてご答弁申し上げます。

本業務につきましては、療養費の適正化のために、緊急雇用創出基金事業費補助金を活用して実施する事業でございます。

委託の内容につきましては、主に柔道整備を考へておりまして、レセプト点検業者に委託をして、保健師又は看護師を雇用して、多部位、長期、頻度が高いなどの施術被保険者に対しまして、負傷部位や受傷原因を文書、電話、訪問等により調査し、適正受診の指導を行うものでございます。

理由といたしまして、府下の柔道整備の1件当たりの請求額は全国最高となり、三・四か所の多部位請求が請求の8割と際立っています。以前から、私どもも点検をしていて、3か月に1回、部位が変わる、そういったものが目立つようになってまいっております。

また、昨年は、高槻市で多額の不正請求が発生したことから、本市におきましても、そういった新聞報道を受けまして、実名での通報が複数あります。今までは匿名でございまして、お聞かせいただけたらということで、やっぱり行かなあかんからやめとくわということで、お名前の通報はためられるというケースが多かったんですけども、そういったことがありまして、大阪府でも大きな問題として、本年度中にワーキングチームでま

とめて取り組むということになっております。

本市も、こういった状況がございますので、取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 この柔道整復師のところのレセプト点検ということでもありますけれども、具体的に、摂津市内でもそういうことがあるんじゃないかということ、担当課でもつかんでおられるということではありますが、実際、点検業者に委託して、そこに対する指導なり、ある意味、摘発なりしていくということになっていくのかなと思うんですが、これまでの市の内部努力と言いますか、担当課の中で何かしらできなかったのか、また、こういった努力がされてきたのかということと、今回、取り組まれる、業者に委託してということになりますか、それは摂津市内に限ってやられるということなのか、さっきは大阪府でワーキングチームみたいなものができるような、そんなこともおっしゃいましたけれども、その辺の状況について、もしわかるようでしたら教えてくださいなと思います。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 現行制度では、柔道整復師に関する指導権限が、受領委任という支払形態をとっております関係で、大阪府と近畿厚生局にございます。指導監督は、近畿厚生局と同時にしか行えないという制約がございまして、実際に市町村が何かするというのは、非常に難しい状況でございます。

それで、大阪府のほうでまとめていただいて、柔道整復師等に対する効果的な指導体制を構築するため、その療養費の適正支給に関するワーキンググループというのが設置されて、今対策が練られて

います。私どももそれにあわせてさせていただこうと考えているところでございます。

過去、どんな取り組みをしてきたのかというお問い合わせですが、先ほどもありましたように、非常に難しく、電話はさせていただくんですが、押し忘れですとか、判子をもらってますとか、明らかにおかしいなと思っても、この仕組みでは、なかなか難しいというのが現状でございます。

そういった調査をやることによって、抑止力が働けばいいのかなと思っているところではございます。あくまでも摘発をメインにしているわけではございません。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 ある意味、その不正な形で療養給付が伸びていって、その分が被保険者の方たちの負担になっていくということは、やっぱり防いでいくべきで、今回、こういった取り組みがされることですので、適切に取り組みを進めていただけたらなと思います。

また、柔道整復にかかわらず、ほかにももしかしたらあるのかなということがありますけれども、そういったところについても、研究も進めていってもらえたらなと思います。要望としておきたいと思います。

○森内一蔵委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時29分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○森内一蔵委員長 再開いたします。

議案第24号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、

質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時31分 休憩)

(午後2時32分 再開)

○森内一歳委員長 再開いたします。

議案第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢者医療ということは、広域連合で運営をされて、老人医療という部分は無償が原則で、この前ずっと国民健康保険で老人保健医療でと思ってたんですけども、その原則を崩されて、後期高齢者の医療保険の制度が導入されて丸4年、これで5年目に入ってます。

ことしも保険料の値上げが、2月中に広域連合議会で決定をされております。年金からの徴収ですので、高齢者の年金、それこそ減り続けている中での負担がふえ続けるという状態ですけども、何回も言わせてもらっているんですけど、市独自の支援が、この後期高齢者医療特別会計でできないのか、お聞かせいただきたいと思います。保険料の軽減ですとか、広域連合での軽減の措置はあるのは承知しておりますけれども、どうしても高齢者、収入の少ない方が非常に多いですから、そこでの国保に準じたような軽減ができないか、お聞かせいただきたいと思います。

年間18万円以下、こういった年金、わずかの額でしょうけれども、若しくは無年金の方、普通徴収になるんですけども、

滞納件数はどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 保険料の減免ができないかという山崎委員のお問いですが、後期高齢者医療保険制度におきましては、保険料の賦課の権限が広域連合にありまして、市町村の判断で独自に行うことはできないこととなっております。

しかし、後期高齢者医療保険では、手厚い保険料軽減制度がとられております。例えば、年金収入80万円以下の単身世帯の場合では、均等割が9割の軽減となっております。例えば、保険料は、改定前では4,903円で、改定後でも5,182円となっております。その差は、年額で279円、月割で23円となっている状況でございます。

また、年金収入が168万円以下の場合ですと、均等割が8.5割の軽減、所得割が5割の軽減となりまして、改定前が1万4,360円、改定後が1万5,401円となりまして、その差が、年額で1,041円、月額ですと87円となっております。

このような形で、低所得者に関しては、非常に手厚い保険料の軽減制度がとられていると考えております。

このようなことから、後期高齢者医療保険制度におきましては、低所得を原因とする直接的な減免制度はございませんが、災害ですとか、あるいは所得が急に減少したような場合につきましては、それぞれの場合に応じて減免ができるということになっておりますので、そういった仕組み上、そういった対応が妥当なのではないかなと考えているところでございます。

それから、滞納件数につきましては、

今現在、把握はしていないところがございます。収納率につきましては、平成21年度は特別徴収が100%でございますが、普通徴収が98%で、あわせて99%になっていましたが、22年度は、普通徴収の分が97.82と若干下がりました関係で、98.96%ということで、0.04%ほど下がっているところでございます。

後期高齢者医療制度におきましては、資格証の発行はもうしないということになっておりまして、本市においても、滞納処分も現在のところ、見合わせている状況でございます。

滞納件数については、申しわけございませんが、個別の件数は今つかんでおりませんので、また後日、わかればご報告させていただきます。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 予算書を見ますと、10ページですね、普通徴収の前年度繰越分も出ていますね。これは滞納になっているか、なっていないかは、年度で区切れてなかったら出てくるのかなという気がしますが、10ページの督促手数料も組んでおられるわけですね。だから、滞納がないというわけではない。収納率でいうと九十八・九%。

滞納繰越分は、ふえてもおるといことなんではないかなと思うんですけども、これ、滞納がつかめてないというの、おかしな話ではないかなと思うんですけども、この予算はどんな感じですか。教えてもらえますか。

○森内一歳委員長 滞納件数については、その根拠があると思いますので、それもわかる範囲で。

堤次長。

○堤保健福祉部次長 督促手数料につきましては、それを50円で割っていただ

いた件数、125件ということで計上いたしております。

滞納の件数というのが、人数なのか、期なのか、それとも、その繰り越しをした者なのかというあたりですけれども、滞納の件数そのものは予算の編成に使わないので、今、手持ちの資料がないという状況でございますので、後日、調査をしてご報告はさせていただきます。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢のほうは、そういう意味では、短期証とか、それぞれ資格証なんかは発行せんということですから、保険証がないという方がいらっしゃらないところでは、医者にきちんと行けてるとは思うんですけども、保険料はやはりどうしてもしんどいということでは、後延ばしになっているということもあるかと思うんです。

例えば、さっきの督促手数料125件、これ、4期で割れば30人程度という話になってくるのかなと思うんですけども、そういった方にも、接触とか納付相談なんかも受けられる中で、ちゃんと医者にかかっているかどうかということも把握していただけるように、お願いしたいと思います。

○森内一歳委員長 先ほどの件ですけれども、後日、ご報告をお願いしておきます。

ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 後期高齢者医療の保険料にかかわってですけれども、今回、保険料引き上げがあったということは山崎委員から述べられたとおりでありますが、この保険料収入が予算書10ページに載っておりますけれども、特別徴収保険料の収入で3億2,998万6,000円、普通徴収保険料の収入で2億9,262万8,

000円ということで、この後期高齢者医療は、年金からの天引きだけではなしに、ご本人に選択もしていただいているということで認識しているんですけども、特別徴収が大体6割ですかね、普通徴収で4割ということになるんですが、さっきの滞納の話もそうですが、この滞納繰越で442万7,000円ということでふえてまして、前年比で129万円ふえている計算になるんですが、そういった低所得の方、特に年金収入もなかなかままならない方の中で、幾ら少ない保険料に抑えられている、9割軽減とか、8.5割軽減とかがあるにせよ、こういう滞納がふえてきているということについては、暮らしを圧迫するというものになっているのかなと理解しているわけです。

一定所得、年金収入がある方は、逆に今回の6.89%の値上げですかね、平均して、そういう額というのは大きな負担になるわけで、そうした意味では、この制度が始まって4年が経過しておりますけれども、今後の高齢者医療のあり方についてということは問われてくるかと思っっているんです。

この保険料収入の状況について、特に普通徴収で納められている方の状況について、把握している部分等があれば、どういう方が滞納になっているのかということが、特徴としてわかれば教えていただきたいなと思います。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、弘委員のご質問にお答えいたします。

滞納が、徐々にですけれどもふえているというお問い合わせでございますが、実際、若干ふえてきておりまして、それに対して、府のほうからもどう対応していくのかとは求められております。

まず、今年度、特に取り組んだことを

申し上げますと、国保から後期に移られた方がございます。国保で口座振替をしておられても、後期ということで、料金の体系が変わってしまうので、実際には口座振替の継続ができません。そこで、そのまま知らずに滞納になるという方が、実際に何人もいらっしゃったということがございまして、そういったことは、少なくともなくすようにしなければいけないということで、23年度はそういう方に関しましては、事前に、個別に訪問させていただいたりもしまして、後期の保険料の口座振替をお願いすることで、滞納にならない方策を講じさせていただいたところでございます。

滞納対策をとということで求められておりますので、先ほども申しましたように、コンビニ収納につきましても、コンビニ収納の予算のヒアリングの中では、後期はもういいんじゃないのかと、すぐなくなるんでしょということもあったんですけども、それは困ります。やはり、保健福祉部としては、高齢者の方にこそ、そういった制度が必要であるということで、財政当局のご理解をいただいた上で、後期のほうもさせていただくような形になったところでございます。

そういった状況ですので、どういう方が滞納になっているかというお問い合わせですが、今申し上げたような、少なくとも、ちゃんとできていると思っておられて滞納になるという方に関しましては、そういう方はないようにさせていただくような努力をまず、させていただいているところでございます。

あと、特別徴収から普通徴収に切りかえということも、今、制度上、できるようになっておりますので、それも対応させていただいているところでございます。実際に、どういう方がということになり

ますと、入院されておられて、郵便物がたまっているというケースについては、滞納する意思がないにもかかわらず滞納になっているというケースはございます。

私が把握しているところでは、そういう事例がございます。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 この件につきましては、滞納の処分とか、資格証の発行とか、そういうことの制裁的なことは行わないということでやっておられる中で、ただ本当に、本人に接触していくことは、国保以上に大事なかなと思ってまして、それは一昨年前、高齢者の方たちの行方不明と言いますか、実際、そこに住まわれてないのに、住民票がずっと残っていたりとかいうことがあり、また支払能力がない方にしましたら、それこそやっぱり経済的に困窮されているとかいうことにもなりますでしょうし、何らかの、いわゆる困難を抱えておられるような方なのかなとも思うわけです。

先ほど堤課長が言われたように、入院されてて会うことができないとかいうことであったり、連絡がとれないとかいうことであったり、また、手続上の変更で、単に滞っているだけとかいう方だったらね、まだ、接触がとれたら安否も確認がとれるかなとも思うわけですけれども、徐々にこういった滞納がふえてくるという傾向の中にありましたら、そういう方がどういう状況なのかということは、きちんとつかんでおく必要があると思いますし、ある意味、先ほども議論しました収納推進員ですかね、そういった方が訪問して、安否の確認もきちんととるみたいなことがやれるように、ということをお願いしておきたいと思います。

以上、要望しておきます。

○森内一歳委員長 ほかに。

南野委員。

○南野直司委員 後期高齢者医療特別会計について、教えていただきたいんですけども、先ほども話が出ましたけれども、厚生労働省のほうで、後期高齢者医療制度の廃止についてということで検討を進めておられまして、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、検討を進めておられまして、1点目には、地域保険としての一元的運用の第一弾として、高齢者のための新たな制度を構築する。それから、後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。それから、市町村国保などの負担増に十分配慮する。

それから、高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする。もう一つは、市町村国保の広域化につながる見直しを行うということで、いろいろ検討されていると思うんですけども、摂津市におきましては、後期高齢者になりまして、広域になって保険料が少し下がったのかなと、僕も認識しておりまして、よかったなという思いがあるんですけども、先ほど言いました、例えば、一つは、後期高齢者になって、窓口が大変になりましたということがありましたら聞かせていただきたいのと、市町村国保などの負担増に十分配慮するということですが、かなり負担になっていたのかなと。その辺、聞きたいのと、もう一つは市町村国保の広域化につながる見直しを行うと厚労省のほうで書かれているんですけども、この3点についてお聞かせいただきたいなと思います。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 後期高齢者医療制度廃止後のご質問でございますが、まず、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度につきましては、一昨年の12月8日に、

75歳以上の方を、原則、国保に加入とし、社保の方は、社保の被扶養者として社保へ移行させて、75歳未満と区分経理をして、都道府県単位で財政を運営し、75歳未満の方も将来は、都道府県単位に広域化するという事でまとめられています。

ただ、都道府県との間で、将来的な財政負担について合意がとれなかったということで、その年の国会での法案提出が見送られたというのが経過でございます。

その後、後期高齢者廃止へ向けて法案を提出するとしておりますが、全国知事会と十分な協議を行っていない中での法案提出については、全国知事会が反対をされておられて、今後の動向というのは今のところ、不透明な状況になっているところでございます。

ただ、こういったことがされた暁には、各市町村には、各申請の窓口業務や保険料の徴収業務が残ることになると聞いておりますし、広域連合も残るということも聞いておりますので、今のところ、大きな変更はないのかなと思っております。

あと、窓口の業務でございますが、やはり、周知というのが非常に困難であるというのは、私どもとしては非常に実感として感じているところでございます。特に、高齢者の方は新聞とかテレビとかで報道がされておられますけれども、自分のこととして、自分の入っている保険が変わるんだということが、なかなかわからないという状況もございます。

私が苦情対応で出たケースで、後期高齢者医療に自分が入る申請をしたというのを知らなかったという方がございまして、65歳以上75歳未満の障害該当の方で、みずから移行の手続をされた方ですけれども、自分がそんな移行の手続をしたなんて知らなかったし、後期高齢者

医療制度も知らないということをおっしゃられまして、そういう方がいらっしゃるということについては、率直に謝罪をさせていただいたところ、わかってくれたのかということで、ご了解はいただいたんですけども、そういうことで、一番大変なのは、やはり周知ということであると考えております。

ですから、簡単に廃止をされますと、市町村の窓口は、それこそ本当に大変はことになってまいりますので、やはり最低2年はかけてきちんと周知しながら、混乱がないようにしていきたい。これが本当に窓口の切なる願いでございます。

財政的な負担につきましては、年々、やはり医療費負担分が上がっております。医療費負担分は法定で決まっておりますので、そういったものにつきましては、本当に毎年、毎年、上がってまいっております。

この中でも、一般会計から支払うものも非常に上がってまいっておりますので、それは今後、医療費がふえ続けるに従って自動的にふえていくものと考えております。

逆に、楽になったことと言いますと、高額医療費の申請時には、国保につきましては、領収書を確認させていただくんですけども、後期は特に領収書の確認も必要もなく、一度、口座登録をさせていただくと、あとは自動的に口座に振り込まれるという仕組みがとられていますので、そのあたりは、非常に申請される方が多いということから、こういった簡便な方法がとられているんですけども、その辺は楽になった部分なのかなと考えております。

あと、広域化がどうなのかということですが、先ほども申し上げましたように、まだまだ紆余曲折があるように

考えております。市民の方に十分な周知をすることなく制度を変えるということは、特に高齢者の場合は、非常に大きな混乱を生むということで、これだけは何とか十分やっていただきたいということで、大阪府市長会を通じて要望しているところでございます。

○森内一歳委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきまして、わかりました。

後期高齢者に移行したときに、問題点とはということで、お聞きしました。これは周知することが大変だったということと同じだと思います。

また、新しい制度ができましたら、それを周知せなあきませんし、大変なことやと思います。

現行の後期高齢者医療制度を改定するという観点で、僕はやっていただきたいなと思います。幾分か国保などの負担増もあったと思いますけれども、いずれにしても、現行の制度をそのまま使っていて、実施し、継続していただいて、あかんとこは改定していくという形でやったほうが、市町村にとってはいいんじゃないかなという課長のご答弁をいただきまして、そういう感じがしました。

○森内一歳委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時59分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○森内一歳委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたしますが、議案第8号の補足答弁を求めます。

堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、後期高齢者医療保険につきまして、滞納繰越の

件数及び予算の積算方法について、補足の説明をさせていただきます。

平成22年度末で、23年度に滞納繰越をしました件数は、総計で1,041件、これを名寄せいたしますと、95人分となっております。

滞納繰越分の収入額につきましては、この滞納繰越をしました金額に、収納の見込み割合を乗じて計上させていただいております。また、督促手数料につきましては、収納された金額を調定することになっておりまして、前年度実績を勘案して計上させていただいたものでございます。

○森内一歳委員長 答弁が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午後3時31分 休憩)

(午後3時32分 再開)

○森内一歳委員長 再開します

議案第7号、議案第13号及び議案第36号の審査を行います。

本3件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、介護保険特別会計にかかわる部分で質問させていただきたいと思います。

一つ目には、歳入の10ページですけれども、調整交付金の額が新年度は1,337万円ということで、昨年と比べて923万円ほど減額になっております。この調整交付金の計算方法ですね、仕組みについて、また今後の見通しについても、わかるようでしたらお答えいただけたらと思います。

それから、12ページで大阪府財政安定化基金交付金が2,464万7,000円入っておりますが、これにつきましては、この間、保険料の引き上げを抑制

するためにということで、基金の取り崩しで、その3分の1の額が交付されていると聞いておるわけですがけれども、この今回上がっている額については、第5期の保険料の引き上げを抑制するために使われているという認識をしているんですけども、この基金の取り崩しの大阪府の分、また、国に返納されている分、それぞれ交付されている分、どういう状況で使われていくのか、今回、保険料引き下げについては、全国的にされているということにつきましては、やはり大阪府なり、国なりの、その基金の返還されている分についても、被保険者の負担軽減のために使われるべきということをおっしゃっているわけですがけれども、そのあたり、使われ方がわかっているようでしたら、教えていただきたいなと思います。

続いて、歳出のほうですけども、予算書の20ページ、21ページにかかわって、それぞれ保険給付費の介護サービス等諸費、それから介護予防サービス等諸費ということで、今回、それぞれの予算が計上されております。

1月に決定した介護給付の報酬改定によっても、さまざまな影響が出ているのかなということが見て取れて、特に施設系サービスなどについては、前年度と比べて予算額は減っていくという形、またそれとは対象に、地域密着系サービスでありますとか、居宅介護サービスとかがふえていくような形になっていくのかなということですけども、今回、第5期かがやきプランの中でも、いろいろサービス供給を適用されていくということの見通しが立てられていっているかと思うんですけども、今後のそのサービス供給量の問題で、平成24年度の見通しについてお答えいただけたらなと思います。

それから、予算概要のほうですけども、

184ページで、要介護認定調査事業ということで、3,202万3,000円組まれています。その内訳で、非常勤職員等賃金ということで、今回604万円が計上されておりますけれども、これまではこの事業の中で非常勤の賃金ということにはなかったかと思うんですけども、新たに加わっている部分で、どういう形の仕事の中身になるのかなということと、それから、同じ事業の中で、手数料が100万円減額、認定調査委託料のところで350万円が減額、前年比でなっております。そうした状況について、どういうふうに新年度、取り組まれるのか、事業の中身について、お聞かせください。

あと、予算概要の190ページになりますが、介護給付適正化事業ということで、給付実績チェック委託料が346万5,000円、前年比で200万円ほど増額になっておりますけれども、このところの中身について聞かせていただきたいと思っております。

それから、条例にかかわってですけども、議案第36号の介護保険条例の一部を改正する条例制定の件ということで、第5期の介護保険料の案が出されておりますが、これは代表質問の際にも、我が党からも指摘しましたが、これまでの基準額の4,350円が、4,990円と、大きく引き上がるということで、できるだけ、この引き上げ幅を抑えるために努力するということでも、以前、一般質問の市長の答弁でもあったかと思うんですけども、もちろんご努力されて、そういう状況とは認識もしているんですけども、基金の取り崩しや、また財政安定化基金で府から繰り入れられているという部分はあるにせよ、保険料改定についてもっと独自の努力の中でやることので

きないのか、お聞きします。

一般財源の繰り入れは、これまで何度も要望もしてきましたけれども、それは難しいということも言われてきてますけれども、実際、やっている自治体がないかといえば、そうではないと思うんです。そういったことで、この保険料の引き下げのために、どういう研究とをされてきたのかお聞きします。

また、厚生労働省が試算のチェックシートみたいなものをつくっていて、それに数字を当てはめると、大体これぐらいというのが出てくる、それがそのまま、ここにあらわれてるんじゃないかととれるわけで、もちろん、所得段階のところ、特例第3段階ということで、非課税世帯の方の中で、年金収入・家庭内収入が少ない方に、新たな区分を設けての軽減ということも取り組まれてますけれども、まだまだやっぱり、この状況の中でも厳しい負担になっていると思っております。その辺の担当課の認識も聞かせていただきたいなと思えます。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 弘委員の6点の質問にお答えいたします。

まず、1点目の調整交付金の仕組みと見通しということでございますが、調整交付金につきましては、国が給付あるいは給付費に対して全国平均5%部分を、それぞれの市町村の後期高齢者と前期高齢者の割合、それからもう一つは所得段階別の人数割合、この二つの補正係数で、全国平均と比べて高いのか、低いのかということを出しながら、各市町村の調整交付金の割合を決定するという仕組みになっております。

本市の場合は、これまで前期高齢者が全国平均と比べて多く、所得の高い方が全国平均と比べて多いという傾向にござ

いしましたが、若干その傾向が変化してまいりまして、所得の低い方がふえてきております。

あと、前期高齢者の割合も減ってきているんですが、これは全国平均のほうが更に、前期高齢者が減って、後期高齢者がふえているということになっております。

この第5期の調整交付金の割合を推計しましたところ、本来は国平均5%というところが、摂津市では0.34%ということで、逆に言えば、4.66%は国から交付されないということになっております。

今後の見通しということですが、あくまでこれは全国平均との差ということになってしまいますので、摂津市の傾向としたら、やはり後期高齢者がふえていくのかなと思いますし、所得については、平均レベルなのかなという感じがしております。

それから、2点目の財政安定化基金交付金の件でございますが、これにつきましては、本来、介護保険法に基づいて介護保険財政が赤字となった市町村に、貸し付けや交付を行うために市町村・都道府県・国がそれぞれ3分の1ずつ拠出合せて、都道府県のほうに基金を設けて積み立てておったものですが、これが全国的に非常に積み上がっているということで、今回、法令の改正がありまして、一定部分を返還するということになりました。

大阪府におきましては、23年度末の基金残高の見込みが、193億9,960万7,000円ということでございます。このうち、貸し付けとか交付という、本来の目的に支障がないと判断した額を確保した上で取り崩すということになりまして、大阪府の取り崩しの可能額は、

109億9,133万5,000円ということになりました。

このうち、3分の1の約36.6億円は国のほうに返します。

それから、同じく36.6億円を市町村に交付金ということで、拠出した割合で案分して返還があると。残り、36.6億円は、大阪府のほうに基金を取り崩して府の一般財源ということになります。

国のほうは、都道府県から返還された金額を、介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるという方針が示されていますが、今のところまだ具体的にそれが、どの部分だということは、説明は受けておりません。

それから、大阪府につきましては、36.6億円のうち、15億円を地域包括ケア体制整備事業のために、新たな基金を造成して、既存の地域福祉子育て交付金の中で、市町村が介護予防や、それから認知症支援、それと、地域包括支援センターの機能強化、こういった事業に活用できるようにということで、交付するというので、先日説明があり、この活用については、24年度中の補正予算の対応になるのかなと考えております。

残りの部分については、大阪府が、介護保険の給付費負担金に充当を予定していると聞いております。

市町村への交付分については、摂津市に交付される分は、2,464万7,000円ということで、当然、保険料の抑制ということで活用しまして、この3年間について、一人当たり、基準額の年額で448円、月額にすると、37円の負担軽減に充てられるということになります。

介護報酬の改定にかかるご質問、影響ということのご質問ですが、これも委員からのご指摘のように、施設の給付に、

介護報酬については、減額改定、居宅、地域密着型については増額ということで、一般的にそういうことで聞いております。平均すると、0.7%の増と聞いておるところです。

この中には、介護従事者の処遇改善の部分も、基金自体はなくなりましたがけれども、報酬の中に盛り込まれていると解釈しております。

今後のサービスの給付の見通しということですが、この5期の中で給付の増を、平均すると年7%ずつぐらいの給付の増を見込んでいるということで、そういう推計の中で給付費の額とか、保険料とかを算定しております。

今後も、サービスを利用される方がふえていくことが見込まれますので、給付もふえていくと。3年ごとに介護報酬の改定がありますので、そのときにまた大きく変わる可能性があるということでございます。

認定調査の事業について、一つには非常勤の職員の賃金が計上されているということですが、これにつきましては、22年度の途中から要介護認定の申請件数が急増したということで、これまで原則、調査については、保健センターに一括して委託しておったんですけども、保健センターだけでは対応できないということがありまして、23年度の当初から一部、臨時職員を雇用して、直営の調査、もう一つ、市内の居宅介護支援事業所に委託しまして、民間の事業者に委託しましての調査と、それから保健センターでの調査ということで、3本立てで既に実施しております。

ただ、23年度につきましては、当初予算の時点で、そのあたりが見込めてない部分がありましたので、保健センターへの委託料を一部、流用して対応させて

いただいておりますということで、24年度からは、これを当初予算に見込んだということで、今言いました市直営の臨時職員につきましても、非常勤職員2名という形で予算を計上させていただいたところでは、

手数料の減につきましては、これは要介護認定の際の主治医の意見書の手数料ということですが、これは実績から見込んだ数字ということで、全体としたら増加の傾向にあるんですが、昨年度大きく見込んでおったということもありまして、実績に応じて予算計上したということと、それから委託料は減となっておりますのは、先ほど説明しましたように、一部、非常勤職員での対応ということになったことから、そちらのほうへ予算が回っているということでございます。

5点目の給付チェックの委託料の増額につきましては、一つに給付の適正化ということで、あまり一般的でないようなサービスの組み合わせとか、過剰なサービス提供が自動的に判別できるような、コンピューターのソフトを導入しており、それに基づいて、専門職の方に来ていただきまして、事業所のヒアリング等を行っており、これが給付のチェックですけれども、今回、24年度の介護保険制度の改正でありますとか、それから報酬の改正、サービスの追加、そういった部分にかかるシステムの改修の委託も含めての増額ということでございます。

6点目の介護保険条例の改正の中で、保険料を抑える努力、どうしてきたのかというご質問でございますが、確かに介護保険料を算定するに当たりましては、今後の要介護者数の見込みでありますとか、サービスごとの利用の見込みでありますとかを出しますと、自動的に保険料を計算するようなツールと言いますか、

ソフトが国のほうから配付されていまして、それによって数字を入れかえることによって、保険料の算定も変わってくるわけですが、今回、本市の保険料の設定の特徴といたしましては、小規模の特養を安威川の北と南に1か所ずつ新たに設置するというで見込んでおり、この部分が、一つ、保険料の自然増以外の上昇の要因ということでございますので、特養を整備しないということであれば、若干、ざっくりとした試算では、月額にして100円前後の減になるのかなと思うんですが、大きな要因としては、特養の整備という部分で保険料が自然増以外に上がっているということでございます。

努力の部分ということでございますけれども、これは以前にもご説明させていただいたかもしれませんが、4期の準備基金の全額8,207万円、これをすべて繰り入れるということですので、一人当たりにして年額1,493円、月額にして124円の抑制ということになっております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 2回目ですが、先に介護保険料にかかわる部分です。

確かに、努力もされて、極力抑えるようにということで検討されたとは思いますが、ただ、それでも1号被保険者の方たち、当事者の方たちの思いとしては、年金から2か月に1回の支給の際に1万円天引きされてという、そういう額になってくるわけで、低所得の世帯、ある意味、生活保護の方でも、その半額は第1段階の一番安い保険料でもそういう額であるわけです。自治体によっては、そこを下げようとする制度をとっておられるところもありますし、また、先ほど私、指摘しました一般会計からの繰り

入れが本当にできないのかということと言いましたら、やられているところもあるということでした。

これは、我が党の国会質問の中で、当時の厚労大臣が、この繰り入れを禁止しているものではないと。指導はしているけれども、それに対するペナルティーであったりとかそういうことではないということだったと思うんです。

実際に、繰り入れしている自治体がどういうことで繰り入れているかみたいなことも、少し調べましたら、最初に質問しました調整交付金が、本来、国が25%、この保険給付費の負担を持つと言っているのを、それだけ出さないで、5%分は市町村ごとでそれぞれ案分していくということの中で、特にその調整交付金がもらえてないところなどが、その分、幾らかについてでも、一般会計から補てんしようかということにされていると聞きました。

そういう意味では、今回、摂津のかがやきプラン、ここに書かれている保険給付費の決定について、この表が示していますように、この円グラフが国が25%、1号被保険者21%ということに対して、そうになっていないということに対してどうしてという、そういう市民の声もあると思うんです。

このかがやきプランの説明のところですけれど、文章の中身は国が25%ではなしに、実際は20.34%ですよということが書いてあるんですけれども、この円グラフは25%ということで書かれていて、私、これを見たときに、これでわかるのかなということも、率直に思いました。そういう意味では、今回のこういった説明の仕方も適切ではなかったんじゃないかなと思いますし、改めてそういう角度から繰り入れを検討される、そ

ういうことが今後やれないのかということをお聞きしておきたいと思います。

続いて、調整交付金にかかわってですけれども、先ほどご説明いただきました計算方法、毎年調整交付金の額は違ってくると思うんです。

そうした中で、今回の保険料決定にかかわるその計算の中でも、その調整交付金の割合というのが0.34%で、そういう形で計算されているんじゃないかなと思うんですね。

これは、来年、再来年、3年分の額が、今度の保険料にかかってくるわけですから、この一番低いんじゃないかなと思うような金額、もしかしたら更に低くなるかもしれないということを考えておられるかもしれませんけれども、そういった額で計算されているということで、そして3年後には基金がまた残ってくるのかなとも思いますし、その点が確認として聞いておきたいなと思います。

あと、財政安定化基金の交付金にかかわって、国なり、府なりがそれぞれ使い道、今後示してくるということにもなります。これについても、ぜひ積極的に市民の皆さん、保険者の皆さんの支援を一層していけるような形で活用していけるように、また働きかけを強めていただきたいなと思います。これは、要望としておきます。

あと、給付にかかわる部分ですけれども、今回いろいろなサービス供給にかかわる説明もいただきましたが、説明の中で介護従事者の処遇改善の交付金、これも今回介護報酬の中に上乗せしてということでありました。

しかし、今回の介護報酬の改定で、増額になるよという認識で、多くの方が思われてたけれども、施設介護にかかわっては、これは減額になっているというこ

とですよ。

そうしたときに、介護従事者の処遇改善にかかわっても、その中に組み込まれているとなりましたら、その施設で働かされている、そういった職員の処遇というのは、今後より一層悪くなるんじゃないのかなと思うわけですが、そういうのは原課としてはどうみておられるのか。

それから、地域密着型サービスということで、今後、小規模特養ということ、また二つ計画の中では盛り込まれています。

これまで、小規模多機能ということで事業が生かされていますけれども、そこは利用料でみたときに、デイサービスや通所系や、また在宅ケア、いろんなサービス組み合わせても、月額これだけという給付の額があって、更にサービスの利用の都度、かなり高額な負担もしないといけないのかなと認識してるんですけども、そういうサービスがふえていくことについては、そういうサービス供給がなければ話にならないわけですが、そのサービスを本当に必要な方が受けられる、そういう状況になるのかなということを、今回また心配になっているわけです。

そういった意味では、今回保険料は引き上げられる。また、サービスは本当に受けられるのかなという、そういう不安も強まる。そんな中で、利用料の減免制度をこの12年目の改定の時期に考えられないのかなということを、代表質問の中で、安藤議員が最後2回目の質問のところでも触れましたけれども、答弁のほうでは直接それに合う答弁になってなかったかなと思うんですが、お隣の吹田市なんかでは、非課税世帯の方に対する利用料の減額制度、また通所にかかわる食費

に1回1000円とかの上乗せ、そういう制度があります。また、茨木市では、寝たきりの方や認知症の方の在宅で介護されている方に対する介護手当、月額5,000円、そういう給付があります。豊中市なんかでは、国が地域支援事業なんかで提案している家族介護慰労金ということでやられているけれども、それはやらないということで答弁いただいているから結構ですが、何がしかのやっぱり支援が、要るんじゃないのかなと思います。そうしたところの見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、要介護認定調査にかかわって、この間、何度か調査がなかなか見通しよりも多かっただけということで、補正予算で増額になったりということであったと思うんですけども、今回はもう非常勤職員2名雇って、更にそこは人手が要るんだということで今回の予算になっているのかなと思います。

そうした意味では、しっかりそうした状況に対応していく、そういう予算にしていくことが大事ということで、ただいまの説明のほうも了解しました。

あと、介護給付の適正化事業、給付実績チェックですが、これは、ケアプランチェックということで、一般的でない、また過剰な給付がやられている、そういうケアプランがあるんじゃないかということで、調査をされているということですが、実際どの程度そういうのがこの間に出てきているのかなということ、介護報酬が変わったからシステムを変更するということが増額になっているということも理解したんですけども、それ以外のところでいうと、特にこの実績チェックに、更に予算をつぎ込まないといけないとか、そういう状況になっているのかなとはじめに思いましたので、

その辺のところの経緯をお聞かせいただけたらと思います。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 まず、保険料抑制の努力ということで、一般会計からの繰り入れについてどうなのかということですが、これまでも何度かご答弁申し上げていることとかわりはない答弁になってしまいうんですけれども、委員がおっしゃるように、国のほうが禁止しているというわけではございません。いわゆる保険料を決めるのは市町村、条例で決めるということで、これはあくまで技術的指導ですということで、従来から三原則ということで保険料の全額免除と、それから収入のみに着目した一律減免、それから減免分に対する一般財源の投入については適当ではないという内容で、今回第5期の策定にあたりまして、昨年12月16日付で大阪府を通じて国から口頭で改めて助言があったことについて、原則を守るようにという通知もあったところで

す。

他の自治体では、その調整交付金部分のみでも、それを補てんするような形で、一般会計から繰り入れているところもあるというご指摘でもございますけれども、調整交付金につきましては、まず5%を確実に確保するようにということで、これも制度開始当初から毎年、全国市長会を通じて重点要望ということで、上げさせていただいているところでありまして、独自にということとは現時点では考えておりません。

調整交付金は、毎年変化するはずであるが0.34%と見込んでいて、最終どうなるのかといったご質問だったかと思うんですが、ご指摘のように、実際には毎年、毎年実績に応じて交付されます。ですので、計画では0.34%で計画し

まして、それによって保険料も決まるといっていますが、実際には0.5%入ってくる年もあれば、もしかしたら0.2%になるかもしれないということで、その分の多い少ないというのが、いわゆる赤字、黒字の部分に影響するのは事実です。

給付が大きく予想よりふえたり、予想より少なかったりということのほうが、実際の赤字、黒字には影響する部分が多いので、調整交付金の実績でいうのは、介護保険財政全体からすると、そう影響はすくないのかなと思っております。

それから、介護報酬にかかわって、介護従事者の処遇改善が、今回交付金から報酬の加算ということになったということに伴って、施設の報酬は減るけれども、処遇は今まで以上に上げていかないとけないということになります。

確かに、矛盾した話ではあるんですけれども、ここについては、施設の介護報酬が下げられたということは、一定全国的に施設については、運営が円滑にいつてるんだという国の判断があったのだろうということですので、いわゆる法人の努力で処遇はよくして、あとの運営経費を圧縮して、サービスの質が落ちないように努力していただくということになろうかなと思います。

地域密着型については、報酬が上がったということで、介護報酬と利用者負担というのは、表裏一体と言いますか、リンクしたものですので、どうしても報酬が上がると利用料も上がってしまうということで、確かに利用料の負担が高額になってくると。今現在でも、地域密着型のサービスについては、やはり利用料の負担が多いという声は確かに聞いております。

この部分については、独自に何かでき

ないかということですが、財政的に何が出来るかという非常に難しいんですが、国に対しては以前から利用料負担については、抜本的に低所得者の配慮してくれということに要望しておりますが、中でも食費と居住費については、施設サービスについては、所得に応じて負担限度額があるけれども、地域密着型の例えばグループホームでありますとか、小規模多機能については、負担限度額というのがなくて、それぞれ実費負担ということになってますので、所得の低い方でも負担が多いということがありますので、その点の何とか施設と同様の制度化ができないのかということも要望しているところでございます。

利用料減免につきましては、現在のところ大阪府内で見ますと、松原市、八尾市、羽曳野市、富田林市、豊中市、大阪狭山市、吹田市ということで、七つの保険者で独自の利用者負担の減免を行っておりますということですが、これも制度開始当初とほとんど増減なく、新たに開始したということも最近は聞いてないところです。

その内容につきましても、市によってまちまちということで、単純に比較できないと思ってるんですが、まず本市としましては、財源の問題もありますし、給付と負担の公平性という考えもありますので、独自の軽減を行うという考えは、現時点では難しいのかなということで、先ほどの地域密着の食費や居住費とともに、国のほうに抜本的な対策を引き続き要望していきたいと思っております。

給付の適正化の事例ということですが、これは、平成21年度から実施している事業として、当初市内のケアプランの事業所を年間10事業所を選択しまして、ヒアリングをしてケアプランのチェック

をして、それからまた次1か月後に助言・指導するということを繰り返しております。

平成23年度からは、いわゆるヘルパーの事業所についても、同様に訪問介護の計画の点検・チェック・助言ということをしております。

これは、この事業の趣旨としまして、いわゆる重箱の隅をつついて、この分のお金を返せということではなくて、ケアプランの質を高めていただくとか、計画の立て方を学んでいただくとか、そういったことを重点にしておりますので、これによって幾ら返還があったのかということとは、みえにくい形になっております。いわゆる、この事業の助言の中で、自主的に今までのプランを点検していただいて、過誤調整という形で、自主的に書類を差しかえていただくことはしておりますが、大体一回、1事業所を呼びますと1、2件はそういうのは事例があるのかなとは思ってるんですが、具体的に数字としては上がってないところです。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 保険料の軽減、また利用料の減免等々、やっぱり制度開始当初は、まだやれても、今の時点はやっぱり12年前と随分違ってると思うんです。保険料についても、ほぼ2倍になってますし、利用料についても、必要な方は本当に高い利用料を払わなければならないか、若しくは払えないから使えないということになってるんじゃないかと思っております。

そういった意味で、ぜひ12年前から今まで、途中で制度何かしら追加してやっているところはないということでもありますけれども、この12年目、抜本的な改善なり、改革なりということで、介護保

険法の改定をやられてきているわけですから、それは今この摂津の中で必要なことがあれば、やっぱりやっていくということ考えていていただきたいと要望としておきます。

それから、調整交付金の問題ですね。やっぱり3年みたときには、来年、再来年、今よりも多いかもしれない、少ないかもしれないということがありますけれども、そんな中で、余れば基金として、次の保険料の引き上げ額を抑制するのに使われるということですが、今払ってらっしゃる方については、本当にそれで納得できるのかなということがありません。

ある意味、大阪府の財政安定化基金とかもあるわけで、以前はやっぱり足りなくなってきたときには、ここからの借り入れもして、あと帳じりを合わせるということもあるわけで、前倒しして今の被保険者から保険料が取られていく、そういう仕組みですよ、そこのところを、納得できないなという思いをどうしても持ってしまう。

これは、私の意見として言っておきたいと思っております。

あと、介護報酬の関係で、介護従事者の処遇改善が本当にやられていくのかということと言いました。今、施設介護のことで意見を言わせてもらいましたけれども、在宅介護のほうでも、やっぱりヘルパーの60分の生活援助、ホームヘルプの事業が45分の単位に下がるとか、そんなことになれば、1回のホームヘルプの単価が下がるとかということなんかも耳にします。

厚労省は、やっぱり介護給付がどんどんとふえていくのを抑制するために、こういう介護報酬に設定しているのかなと、どうしてもそう思わざるを得ないような

今回の改定だなどらえてます。

そういった意味では、やっぱり各事業所それぞれの実態もまたつかんでいただいて、また利用者が本当に必要なサービスを受けれる状況になっているのかということも、きちんとまた見ていただいて、今後の施策にもつないでいていただきたいなと思っております。これも要望としておきます。

あと、要介護認定調査の関係は、結構です。

最後、給付実績チェックですね。これについては、先ほど特にこれによって返還金があったりとか、報告を受けるわけでないようなことでしたけれども、実際、事業としてやっている上においては、この実態、本当にどうなのかというのは、つかんでおかなければならないんじゃないかなと思っております。

このケアプランチェックのことでいうと、ケアマネジャーに対する減算みたいな、ある意味ペナルティーなんかもあると認識してたんですが、これはそういうことではなくて、ケアマネジャーの給付、半額削られるとか、確かそういうことがあったと思いますので、調べていただいて、この状況をまた報告していただきたいなと思います。今、つかんでいる数字とかはありましたら、今答弁できるようにしたらお願いしたいと思います。

○森内一蔵委員長 全部要望でしたので、よろしいですか。

ほかに。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、私のほうからも介護保険特別会計、議案第36号の値上げ、やはり納得できない。そういうところで、保険料についてお聞かせいただきたいと思うんですが、保険料値上げを決

めるに当たって、極力上げないようにという努力を述べられておりますけれども、先ほどの答弁の中でも、自動的に算出する国からのソフトを使ってという話も出てました。

結局、出てきた結論が国の指針とほとんど変わらん5,000円弱という話ですよね。給付の伸び率の予想とか、積み立てを使うというのは当然というたら、レールの上に乗っかっている仕組みの中でやってはるわけですし、代表質問でも聞かせてもらってますけども、年金生活者が年金が下がって、今度水道料金の減免廃止で水道料金も上がると、介護保険料がこんだけ上がるということが、市民にどんな負担になるのかという観点が抜け落ちているのではないかと。

こういうので保険料軽減が必要やという結論になれば、繰り入れも考えないといけないんじゃないかという話にならないのかと。

もともと、介護保険料が、国保とか税金に比べても所得の低い人ほど、これ負担割合が高くなっている制度です。金額ではなくて、収入に対する割合というのは、非常に低所得のほうが高くなっている保険です。

この摂津市の介護保険で、平成21年の所得割合の構成比でも55%が非課税世帯4段階以下ですね。81%が所得200万円以下、要するに基準額の1.25倍、このぐらいの保険料でも頑張らんといかんという制度です。10段階というのは、もうわずか2%ですよ。

非課税で収入のない人にも保険料がかかるという、こういう仕組みをどう考えていくのかと。

つまり、いろんなところからの扶助を受けている人も、保険料が課されるということが、本当に生活費に負担を求めて

いるような状態ではないかと。市民生活に負担をかけないための市の手立という点で、この値上げの見直しを行っていただくという考えがないのかというのを、お聞かせいただきたいと思います。

次に、滞納ですけども、摂津市のホームページで、滞納すると健康保険の資格証と同様に介護保険サービスの費用を、とりあえず全額負担をせないかんという形になるという、このペナルティーが示されておるわけですけども、介護保険、自己負担は1割ですね。2年以上の滞納には3割負担になるということも書かれているわけですよ。

先ほど、そこには滞納処分も行っていきますということも書いてるわけですけども、年金からの天引きなんで、そんな状態があるとは思いませんけれども、介護サービスの排除もしながら、強制的な徴収も行っていくこともできるという大変な制度ですけども、こういったペナルティーの適用状態というのがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

参考に聞きますけど、滞納状態は、介護認定の申請プランには影響しないと思うんですけども、認定審査なんかも差し障りがあるのかどうか。国保は、2年間国保料を、さかのぼりで請求されますけれども、介護保険も12年目になりますけども、2年分さかのぼる、もっとさかのぼるという状態になっているのか、滞納に対する対応をお聞きしたいと思います。

次に、かがやきプランで、小規模の老人介護施設の拡充計画について聞きたいと思うんですが、二つの拡充計画となっておりますけども、この間、説明で民間に募っていくという話をお聞きをさせてもらってるんですが、これまでに介護事業、採算が合わなくて撤退した業者という方も

ありますね。それから、不正が発覚したのものもありますね。必要な介護が提供できるという、継続的な公的な事業というのが必要なんではないかと思うんですけども、民間からの老人介護施設、これ計画されてますけども、応募がなければ公的にも行っていくという路線変更みたいなものもあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 保険料改定についてでございますが、確かにこの分の整備を見込むと保険料が上がる、これを整備しなければ保険料は下がると。ぱっと自動的に計算される仕組みですので、結論から言いますと、委員がおっしゃるようにこのほかの努力と言ったら、一般会計からの繰り入れしかないと思います。

現時点で、市として一般会計の繰り入れをするという判断には至らなかったということでございます。

確かに、低所得の方のほうが、負担が多くなるような仕組みということですが、所得の高い方というのはわずかしらっしゃらないので、そこを幾ら上げても低い方の保険料を下げることはできないんですね。3年前にもいろいろと工夫して区分を細分化して、できるだけ所得のある方にはたくさんお支払いいただく、低所得の方には軽減しようということで工夫もしてみたんですが、これもどうもうまくいかないという仕組みになっているということでございますので、現時点ではこういう保険料設定となったということでございます。

ちなみに、全国平均的な数字じゃないかということですが、大阪府内で見ますと、直近の試算、2月10日に新たに市町村同士で情報交換しておるんですけども、摂津市の4,990円というのは

低いほうから19番目、41の保険者ですので、ちょうど真ん中ぐらいということになっております。

北摂の平均は4,800円台ぐらいになりそうですので、今までは北摂の中では1番高いと言われてましたが、今回は北摂の中で真ん中ぐらいなのかなということで、確かに負担がふえるということ自体は心苦しい部分はあるんですが、現状では国のルールどおりにさせていただいているというところでございます。

それから、滞納に伴う給付制限ということでございますが、介護保険料につきましても、2年が時効ということでございますので、時効が来て年度末に欠損をしたという保険料がある方については、3割負担ということになります。

これは、介護保険の利用をしたいという認定の申請があって、申請の決定をおろす時点でペナルティーがかかるという仕組みになっておりまして、現在3割負担になっている方は3件ということで、それに至る償還払いということで、一たん全額を払って、あとで9割分お返しするという方が2件という状況でございます。

それは、ペナルティーがかかっている方がいらっしゃるということで、中には実際には入院されていて、介護保険を使っておられないという方も含まれております。

小規模特養、施設整備の考え方ということで、民間がなければ公でもするののかということですが、確かに民間のいわゆる営利企業でございますと、撤退とか不正とかいうことで、即利用者の方に迷惑がかかるということもあろうかと思いますが、小規模特養につきましては、社会福祉法人ということで縛りがございます。社会福祉法人についても、それは不正が

ないとは言い切れない部分はあるんですけども、一定信頼できるところで募ってと考えております。

その分、民間ではなくて公でという考えはないのかということですが、現在のところ、公でという考えは持っておりません。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ペナルティーも、滞納で、ある程度はあるということもお聞かせいただきました。

結局、お金がないと介護を受けられないという制度にしてはいけないと思ってるんですけども、保険料に関しての国の三原則の準拠というのが、結構厳しいものだというのは思うんですけども、それこそさっき言われたように、本来自治体の事務でありまして、2002年3月、我が党の国会の質問で、地方自治法上従う義務というものはないというのは確認されておるわけですから、独自減免とか、それこそ可能やと、高すぎるという認識さえ持っていただければいけないのではないかと思ってるんですけども、多くの高齢者は、それこそ住民税非課税の低所得者でありますし、その対策として保険料とか、利用料とか、減免制度を市のほうでやっぱり確立していくということが、私は重要だと思えます。

そういった意味で、お金がなくて介護にかかれないという自体をなくすためにも、ぜひ検討をお願いしたいと思います。要望でいいです。

小規模のほう、社保の法人ということで、これ二・三年先の話なんでしょうけれども、見通しはどんな感じか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 小規模特養の算入の見通しということですけども、か

がやきプランでは、平成25年度に1か所、26年度に1か所という計画を立てております。

正式にはまだ公募しているわけでもございませんで、幾つか市内の社会福祉法人の方と雑談と言いますか、お話をさせていただいて、参入の意向は示しておられるところもありますが、条件次第ということで、やはり一番土地が難しいとは聞いております。

○森内一歳委員長 ほかに。

南野委員。

○南野直司委員 それでは、介護保険特別会計予算についてお聞きしたいんですけども、まず1点目ですけども、12ページの先ほどご答弁ありましたけども、おさらいになるかもしれませんが、確認だけさせていただきたいと思えます。

大阪府の財政安定化基金交付金2,464万7,000円についてですけども、私の認識している部分は、第5期の介護保険料の設定と、それから財政安定化基金の取り崩しについてということで、昨年国会において成立いたしました、今回の介護保険法の改正は、高齢者が地域で自立した生活が営まれるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される、先ほど課長からありましたけれども、地域包括ケアシステム実現に向けた取り組みを進めることにポイントがありまして、より重要な視点は、来年度、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画における介護保険料の設定について、特例が設けられましたということで、特例的には、先ほどありましたけども、平成24年度に限り、都道府県に設置されている財政安定化基金の一部を取り崩して、第1号保険料の軽減に充てることを可能にしたというのが、この12ページにあるこの大阪

府の財政安定化基金交付金であると。

これは、平成24年度だけで、その次の平成25年度・26年度もこの基金はあるけども、特定財源として、さっきありましたけども、保険料の軽減には使えないのかどうか。先ほど、一人当たり448円と言われてたように認識します。年間ですね。月にしたら37円になるということ。その辺もう一度お答えいただきたいのと、それから、これは平成21年からの分ですけども、介護給付費の財政調整交付金について、申請にかかる厚生労働省への所得段階別の被保険者数の報告数値の一部に誤りがあったということで、満額戻ってこなかったけども、国に対しては、引き続き制度改善への要望を行うということでされておりまして、再発防止としまして、担当課のほうでミーティングを充実したり、メールの確認をしたり、チェック体制の強化に取り組んでおられると思うんですけども、平成24年度としての取り組みについてお聞きしたいと思います。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 まず、1点目の大阪府の財政安定化基金についてでございますけれども、平成24年度限りと言いますのは、この基金は、もともとそれぞれの市町村が拠出してつくったものです。市町村において、保険財政の給付が予想外に伸びたということで赤字になったというところについて、貸し付けとか交付ということを、一定のルールで行うというもので積み立てておるものです。

ところが、それが積み上がり過ぎたということで、必要な分だけ残して、一たん市町村に返しませうという趣旨でございますので、返した部分というのは、もともと拠出のもとになったのが保険料の一部でしたので、それは保険料の抑制

に使ってくださいということです。

残った部分については、この平成25年度・26年度にもし給付が計画以上に伸びて、赤字になって財政が回らないという市町村が出てくれば、そこに本来の目的で交付されるということで、保険料の軽減に使えるのは、今回限りですよということでございます。

これは、仮定の話ですけども、もし府に積み上げた基金がゼロになった、あるいはゼロに近くなったということになれば、今度市町村が赤字になったときに、それを補てんするような財源がなくなりますので、今度はまた市町村からそれぞれ幾らかずつ保険料を元に拠出してくださいねということになるということで、3年ごとに拠出率というのは変わってきてます。

調整交付金の係数誤りに関連してですが、これについては、22年度に特別調整交付金ということで7割が交付されました。残りの3割については、交付がなかったということで、引き続き国へ要望ということではございますけれども、単年度で完結するような調整交付金の仕組みになっておりますので、できれば介護保険財政が3年で収支が合うような中期財政をとっておりますので、調整交付金についても、3年で精算できるようなものということで要望はしておるんですけども、なかなか国のほうはそれを受け入れてはくれないという状況でございます。

○森内一蔵委員長 南野委員。

○南野直司委員 大阪府の財政安定化基金交付金についてご答弁いただいたわけですけども、介護保険料の改定につきましては、基準月額4,350円から4,990円ということで14.7%、月額640円の増になるんですかね。

特に、低所得者の方に対しては、厳しいかなという認識をしているんですけども、例えば、先ほどもあったかもしれませんが、低所得者の方への配慮という観点で、今10段階ですよ、確か介護保険料の基準が。そこから、新たにまた低所得者の方に対して、何段階か設けられるのか。その辺、特にそういった方に対しての配慮の観点から、どのように考えられているのか。

いずれにしても、全体的には、もっと財政の安定化基金の交付金が多ければ、激変緩和はできると思うんですけども、何とかこの平成24年度だけでも、どうにかして激変緩和していただきたいなと思うんです。平成25・26年度という3年間でありますけど、低所得者の方に対しての配慮、その点をお聞かせをいただきたい。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 保険料改定にかかります低所得者への配慮ということでございますけれども、今回第3段階の特例ということで、非課税世帯で、収入が年80万円から120万円の間にある方については、基準額の0.7という細分化をしました。

全体では10段階ですけども、前回の改定で第4段階の特例というのが設けられていますので、これも世帯課税で本人が非課税で、その収入が80万円までの方というのが特例の第4段階ということです。段階は10段階ですが、区分としては12区分ございます。

非課税の方で更にその収入が少ない方で、更に細分化というのは、なかなか難しいんですね。80万円、これは、恐らく国民年金の額に近い額で、80万円という線が引かれているんだと思います。もう一つは120万円。例えば、間にも

う一つ100万円のラインを引くかとか、120万円の上にライン、120万円をどんどん超えていきますと、今度は課税世帯となりますので、非常に難しいということで、低所得のところでは細分化というのは、技術的に困難と考えています。

摂津市をはじめ幾つかの、多くの自治体で独自の保険料の減額というものをしておるんですけども、それについては、収入だけじゃなくて、例えばだれからも扶養されていないとか、資産を持っておられないとか、預貯金が一定額以下であるとか、収入だけじゃなくて別の基準も設けて、減額をするという仕組みはつくってはおるところです。

なかなか高齢者の方というのは、ほとんどが年金の収入だけという方が多いので、そこで区分するのが非常に難しいと考えております。ということで、激変緩和ということも難しい。今回できないというふうに考えております。

○森内一蔵委員長 南野委員。

○南野直司委員 先ほどからかぶりますけど、財政安定化基金交付金が一人当たり448円ということでありまして、例えば簡単に言いましたら、今の保険料、1段階で2万6,100円となっておりますけど、いずれにしても、最後要望としときますけども、特に低所得者の方には配慮して、この交付金を使って、激変緩和をやっぱりしていただきたいという、ご検討いただけたらありがたいなと思います。これは、要望としときます。

○森内一蔵委員長 ほかにはよろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時46分 休憩)

(午後4時48分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは再開します。

議案第31号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時49分 休憩)

(午後4時50分 再開)

○森内一歳委員長 再開いたします。

議案第22号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、私からこの条例改正に伴うというか、もともとの障害者自立支援法の改正についてお聞きします。

これは、今国会でも自立支援法の一部改正ということで、抜本的な改正には至らない、同法を廃止して抜本的に変えてほしいという障害者の願いには、なかなかこたえられていないという問題点があるんですけども、前回の改正について。今回、参考資料の15ページの14条で、放課後等デイサービスも実施されていると思うんですけど、その名前が変わることとか、16ページの利用料で1割負担と明記してあったものが、文言の削減がされているということで、実際のこの辺の条例が変わることでの変化があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○森内一歳委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、山崎委員の、条例が変わることでの変化ということでのご質問に関してお答えさせていただきます。

今回の条例改正の大きな点というのは、

自立支援法の改正と児童福祉法の改正ということで、今まで自立支援法であった児童デイサービスのほうが児童のサービスということで、今回制度の名前等を置きかえさせていただいているということが1点ございます。

それ以外に、考え方といたしまして、障害の考え方というよりも、児童の発達の段階での支援という考え方を根本としてなっております、未就学児と就学児という考え方で分けさせていただいております。

それで、主に未就学児の支援をしていました知的障害児の通所の支援施設は、多くの場合はつくし園ということですが、児童発達支援センターということに変わっていくと。

児童デイサービスの中で、未就学児の部分を児童発達支援事業、就学児の部分を放課後デイサービスという事業の分かれ方になってくるということで、非常に今回の法改正での考え方が大きく変わったというのが特徴としてございます。

障害児童センターに関しましては、主にやっぱり児童の発達の訓練等を、特に未就学児の訓練等を主にしておる部分がございますので、専門の作業療法士とか、めばえのほうにもおられますし、グループ支援とかも中心にしているということで、今回の制度改正に関しまして、条例改正に伴って大きく体系等を考えさせていただいたと。

今後の児童発達支援センターに関しましては、3年間の間に新たな整備等もするというようになっておりますので、その中で考えさせていただくという点が、条例改正に伴う分かなと思っております。

また、利用料に関しましては、ご指摘があったように、自立支援法の大きな指摘点ということで、応能負担という考え

方になりまして、実際のところ、もう既に非常に減免制度になっておりまして、国の基準でも上限が4,600円と、非課税世帯に関しましてはゼロと。その上限の1か月4,600円以上の1割負担の方という、摂津市の場合でしたらお一人だけぐらいですけど、ただなかなかそこまで、つくし園なんかは比較的回数が多いので、そういう4,600円に到達している方おられるんですけど、1割負担の方というのは、実際ほとんどおられないというのが現状になっておると思っております。

また、今回先ほど言ったように、児童の特に未就学児の発達支援ということが、今後やっぱり注目というか、それに力を入れていくべきかということで、利用料の減免の制度をつくらせていただいて、できたら無料の方向で考えていけたらと思っております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ぜひ、利用料の減免制度もしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、特にそれこそ障害児ということではなくて、発達支援に拡充されるというのは、私も非常にいいと思います。

けれど、その自立支援法に関して言えば、内閣府が障害者制度改革推進会議の総合福祉部会ということで、昨年8月、骨格・提言をまとめたというところで、必要な支援にお金がかかるというところなんかも、障害者の方々はどうかというてはるわけですから、こういったことも自治体からも国のほうにしっかりと声を上げていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○森内一蔵委員長 ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 1点だけ質問したいと思う

んですけども、この条例の中、摂津市立障害児童センター条例の一部改正ということで、中身は先ほど説明された部分かと思うんですが、知的障害児通園施設を児童発達支援センターにということ、また、障害児通園事業施設を障害児通所支援事業所に改めるということではありますが、この障害児童センターの中では、もちろんこの事業が主体でやっていますし、これ以外の事業もやられていると思うんです。その中で家庭児童相談室が子育て支援センターと安威川以北は支援センターで、以南はこの障害児童センターでということで、子どもの育児にかかわる相談が受けられるわけですけども、以前に小学校中学年ぐらいだったと思うんですけども、娘さんに少し発達のおくれがあるのかなというところでの相談に行かれる際に、子どものほうが私は障害がないよということで、どうしてもあそこに行かないといけないのということで、大分壁があったということをお聞きして、小学校中学年、高学年ぐらいになると、どうしてもそういう思いというのがあるのかなという気もして、もちろん、普段利用されている方たちからしてみたら、今の名前で特に支障があるというわけではないけれども、今回、こういう事業の中身が変わるに当たって、障害のある子どもだけでなく、もっと幅広く、支援の必要な方たちが利用するというところでの名称の変更みたいな、そういったことが検討されることがなかったのかどうか、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 今回、名称の変更がなかったのかという点でございますが、まずは今回の制度改革のための変更を主にさせていただいた。先ほど少しお話し

させていただいたように、3年間の間にサービスも含めて、児童発達支援センターに関しましては考えていくという方向性がございますので、その中で名称も含めた検討をしていけたらなという議論はさせていただいた状況でございます。

○森内一歳委員長 ほかに、ないですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後5時 休憩)

(午後5時1分 再開)

○森内一歳委員長 それでは、再開いたします。

議案第32号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 この条例についても1点だけ質問させていただきたいと思います。

条例の中身にかかわることではないんですけども、今回第3期の障害福祉計画が今、パブリックコメントもかかって策定されてきているわけですけども、この冊子の中で障害者施策推進協議会の項目が設けられておりまして、冊子の中に条例も紹介されているんです。この案の段階ではことしの2月ということで、改正前の案が出されていますけれども、冊子ができ上がるのが3月ということになりましたら、4月1日から条例改正をされますけれども、そのあたり掲載がどうされていくのかということで、お答えいただけたらと思います。

○森内一歳委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 弘委員の条例改正後の障害福祉計画の記載ということですけども、特にやっぱり今回の法律改正で施策推進協議会に関しまして、障害福祉計画を法的に確認していくものということで、障害者基本法にも確認された状

況でございますので、実際、3月末ということはどういう形で載せていくのかということとは実際、できるだけ反映できたらと思いますけど、いろんな状況のタイムスケジュール等もございまして、できるだけ考えていく形でやれたらなとは思いますが、そういうことを改めて考えさせていただいて、施策推進協議会等にも確認していきたいと思っております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 この議案の採択が最終日の、3月の末になりますもんで、それまでに冊子ができてしまうのかどうなのかな、ということが気になりましたので聞かせていただきましたけれども、古い条例の中身をずうっとまた3年間載せたままにしておくというのも、おかしなことかなということをおもいましたので、検討もされて中身に反映させていっていただけたらと思います。

○森内一歳委員長 ほかにはないですか。よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後5時 4分 休憩)

(午後5時10分 再開)

○森内一歳委員長 それでは、再開をいたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第3号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定をいたしました。

議案第9号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第19号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第21号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第31号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第32号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第35号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後5時13分 休憩)

(午後5時15分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、再開をいたします。

以前にお話をいたしましたけども、委員会の視察について所管事項に関する事務調査ということで、どうするかということで皆さんのご意見をお聞きしたいんですけども、どうでしょうか。

一応、予算も計上したということで、する方向でということもちらっと聞いておるんですけど、皆さんのご意見を聞いて集約したいと思います。

弘委員、どうですか。

○弘豊委員 予算化した中で、更に深めて今後も取り組んでいく点というのは、あるのかなと思っています。

とりわけ、私なんかを感じたのは環境政策課などもでき、地球温暖化防止の、そういう取り組みも取り組んでいこうという中で、摂津市はよそから視察にも来られる先進市とも言われていますけども、でも、実感としてそこまで思えない。もっとやっぱりよその取り組みなんかを取り入れていくことなんか大事かなと思いますし、保健福祉にかかわる分野については、市町村、自治体ごと、さまざまだと思いますけれども、先進市の取り組みなんか学んでいく部分も必要なのかなと思います。

当面、その場所についてとかは、今で

はないですね。

○森内一蔵委員長 実施するか、それから時期等について、それから調査項目ももしよければということですけども、今、決めるのは非常に難しいと思いますので、民生が所管している中で、今後検討していくということでもいいんじゃないかなと思うんですけど。方向性だけお聞かせいただけたらと思います。

○弘豊委員 そうですね。

分野を深めていく研究ということで、委員会で取り組むということをごひ年度内にやられたらということだと思っています。

○森内一蔵委員長 山崎委員、どうですか。

○山崎雅数委員 この間も言われてましたけども、4Rの先進部分とか、結構、摂津市は頑張ってはりますけれども、リサイクル活動を先進で、それこそやってはるところもあるでしょうし、長野県なんかは県をあげて元気なお年寄りが多いとかいう話、それから健康推進部分での先進の地域、環境が違ういうたら、違うかもしれませんけれど、そういったところも見に行くとか、それぞれの分野で見に行って、民生の部門の分野で提言型の、摂津市としてこんな政策をすればいいんじゃないかという、委員会として出せるような勉強ができれば、それにこしたことはないと思っていますので、時期とか場所とかいうのもなかなか難しいですけども、積極的に勉強はされたいと私は思っています。

○森内一蔵委員長 南野委員、どうですか。

○南野直司委員 私も委員会視察は非常に大事だなと思っております、時期的には委員長に一任したいと思うんですけども、例えば場所、行くところですね、

民生部門、幅広いですから、今回、地域活動支援センターも新たにできましたし、そこではボランティア活動もされますし、災害時の要援護者の方に対する支援、ボランティアを募ってやっておられる市町村がありまして、例えば下関とか、そういった観点で、これは平成21年からですか、取り組まれているところもありますし、そんな観点で、今、ちょうど防災対策ということでいろんな取り組みをしてるんですけども、非常にその観点は大事なあと、ほかにもいろいろ環境とか先ほど言われた部分、大事な部分があると思うんですけども、案として、そういったボランティアの災害要援護者の方に対するボランティア活動をされてるところに視察に行って反映できたらなあと思いましたが、案として補足させていただきました。

○森内一蔵委員長 嶋野委員、どうですか。

○嶋野浩一朗委員 私の立場で何を申し上げたらいいのかなと、正直、思っておるんですけども、やはり今回の予算の審議を通じて、いろんな課題というのが見えてきたんだろうなあとも思いますので、そこで、ぜひ摂津市の民生常任委員会としてこういう課題について先進事例を視察させていただいて、更に前進ができるんじゃないかということで同意ができれば、私は行くべきだろうなあと思いますし、場所でありますとか、テーマというのは、またこれからの話になるんだろうなあとも思いますけれども、時期も含めて、それはこの中で話し合っているながら、時期のことについてはその相手方との交渉もありますので、そこは正副委員長にお任せをさせていただきながら進めていければなあと思います。

○森内一蔵委員長 本保委員、どうです

か。

○本保加津枝委員 委員会として、視察に行くのは大変結構なことだと思っておりますし、何よりもやっぱりそれが摂津市の発展に貢献できるようなものであることが一番大切なことだと思いますので、今も各委員から大変いい意見も、この時点で既に前向きに出していただいておりますので、そういったことも踏まえてしっかりと、あとは行って本当に摂津市の今後に反映できるような、ためになったなあ、本当に自分たちが悔いの残らないように、活動にしっかりと発展させることができるような形のところをぜひ選んで、ともに勉強して、摂津市が発展するように行動していきたいなと思っております。

○森内一蔵委員長 はい、よろしいですか。

暫時休憩します。

(午後5時23分 休憩)

(午後5時34分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、再開をいたします。

本委員会の所管事項に関する事務調査については、老人福祉行政、障害者福祉行政、保健医療行政、環境衛生行政、商工行政、農業行政を、平成24年度末まで閉会中も調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後5時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森 内 一 蔵

民生常任委員 嶋 野 浩一朗